

柳田國男とは何だったか：
日本民俗学という地平の形成
ドイツ民俗学を参照した相対化の試み（4）

On the Formation of Japanese Folklore Studies as the General Horizon of
Cognition of the World by Kunio Yanagita
— a Comparative Study (4)

河野 眞

KOHNO Shin

愛知大学元教授

Ex-Professor at Aichi University

目次

1. はじめに：タイトルに託したもの
 - a. 過去形の疑問文
 - b. 探り出された地平
 - c. ドイツ民俗学からの視点
2. 本篇の動機と進め方
 - a. 理解が進まないドイツ民俗学
 - b. 理解に向かうモチベーションの欠如
 - c. ドイツ民俗学への関心の中断
 - d. 本篇の進め方
3. 民俗学の外から柳田國男を論じた識者たち
 - a. 志賀義雄による「食物と心臓」への共感
(二方向への感想：『食物と心臓』における方法と行論)
 - b. 橋川文三による柳田國男とマックス・ウェーバーの重ね合わせ
 - c. 吉本隆明の二つの論評
「無方法の方法」へのコメント
「体液の論理」へのコメント
4. 基層への関心：一目小僧と人身供儀の議論から
 - a. 桑原武夫の柳田國男への論評
 - b. 高木敏雄による人身供儀の否定
(不幸と神性)

- c. フレイザーへの二様の読解
(フレイザーの理論構成)

以上、前稿(本誌第47号)

5. 西洋モデルとの関係から見た日本民俗学の特異性
 - a. 西洋から輸入した学問の形態からの乖離
 - b. 《落日の民俗学》と批判が通用しない現実 — 福田アジオの論説から
山折哲雄の指摘への疑問 大月隆寛が指摘した《話者の現実》
 - c. 石田英一郎の批判と解決方法の提案
6. ハイネをめぐる狂騒 — 柳田國男と芥川龍之介の間
 - a. 柳田國男のハイネ解釈のその後
柳田國男のハイネ解釈 小沢俊夫の解説から 『柳田國男事典』
 - b. 芥川龍之介のハイネへの関心
 - c. たどりついた通俗性
ハイネの文藝評論のテーマ
 - d. 《異教の神々》とヨーロッパ文藝
『ウズ・ルジアダス』 バロック演劇とヘンデルのオペラ・セリア
『アテネの廢墟』
 - e. 神話理解の振幅
『オシアン』と『古謡拾遺』 ゲーテ ヴルピウス 『神話学手帖』
『グリム・メルヒェン』と『ドイツ神話学』
 - f. 疑義

以上、前稿(本誌第48号)

7. 《経世済民》から見た日本民俗学への疑義
 - a. 福田アジオによる異論
 - b. 経世済民の意味について
 - c. 柳田國男の農政・産業組合論の直前の状況
 - α 地租改正
 - β マックス・フェスカ
 - γ ウード・エッゲルト
 - δ パウル・マイエット
 - ζ 谷干城と田口卯吉の地租論争
 - η 品川彌二郎と平田東助による産業組合制度の推進
 - d. 産業組合法下の実情への異議
 - e. 農政をめぐる主張
 - f. 朱子と二宮尊徳に遡る
 - g. 希われた国家の関与

以上、前稿(本誌第49号)

8. 柳田國男の農政論：同時代の中に置くと …………… 133
 - a. 何故に農民は貧なりや — 大井憲太郎の農政論との比較 …………… 134
 - b. 小作料金納の主張について …………… 136
 - c. 小野武夫による議論の整理と賛同 …………… 138
 - d. 農政官僚としての柳田國男の活動 …………… 142
 - e. 産業組合をめぐる柳田國男の論説の独自性 …………… 144
 - f. 柳田國男の2論文：「生産組合の性質に就いて」と「産業組合の道德的分子」… 147
9. 森近運平の産業組合理解と柳田國男の影響 …………… 150

a.	森近運平『産業組合手引』の成立	150
b.	森近運平の略歴	152
c.	柳田國男への言及	153
d.	社会主義の視点	156
10.	現実と照らし合わせると	160
a.	日本農民組合の運動	160
b.	香川県伏石の小作争議と弁護士若林三郎 (小作農民の生活状況)	161 165
c.	《孤独なる荒野の叫び》と《純経済論》	166
d.	《職業としての農業》と「中農養成策」 (農地の現実)	167 171
e.	国の対策	172
f.	地域の名士層について (町村の名士への期待) (報徳社との関わり)	175 175 177
g.	限界の構図	182
11.	状況とプロファイリング	186
a.	プロファイリング	187
b.	プロファイリングへの補足	189
(3)	への補足：長期的な趨勢	189
(4)	への補足：下からの運動への冷淡な反応	190
(5)	への補足：先輩官僚の足跡	191
(6)	への補足：文系の学者タイプ	192
(7)	への補足：エリート官僚の《小ブル》性をめぐって	193
(8) 及び (9)	への補足：地方の名士たちのその後	194
c.	農民の《貧》から《習性・惰性》へ：(10) への補足	196
	[付記：本稿の今後について]	200

8. 柳田國男の農政論：同時代の中に置くと

前章では、柳田國男の農政学と産業組合論を取り上げた。本章も話題自体はその続きになる。言うまでもないが、柳田國男の初期、農政官僚としての事跡についてはすでに多くの先人が考察を重ねている。しかし筆者の関心はやゝ異なる。初期の事情に限られるわけではなく、むしろ一般論でもあるが、もう少し相対的にものごとを見ることのできないものか、との印象を受けることが何度もある。こう言うと、どれくらい細かく柳田國男の関係資料を追ったのか、という反撥が起きるだろう。しかし相対的に見ることは、それはそれで一つの観点であって、関連する資料をすべて視野におさめなければ踏み出すことができないというものでもないと筆者は考えている。遺漏はあろうとも対象を相対的に見ることによって、対象の特質が、そうでないときと較べて鮮明になり、立体的に把握できる可能性もある。ただしこれは柳田國男の偉大さに意義を唱える意図に出るものでは毛頭ない。

逆に、相対的に見ようとするのとは逆の視点、すなわち今日の多くの論者がとる柳田國男を絶対視する立場では、見落としが起きていないかとの懸念が拭えない。

今の話題で言えば、農政学や産業組合を論じた柳田國男を不世出の先覚者であるとみなし、その時期の論説についても類稀な思想とみなす傾向があるが、そうした論者の手法を見ると、そこで取り上げられるのは柳田國男の書き物に限られている。柳田國男研究ということではそこに焦点を合せるのは当然とも言えるが、その論説を挙げて独創的とみなすのはやはりおかしい。その時期、農政や産業組合は、政治の次元でも論壇でも幾つかの学問分野でも盛んに論じられたテーマであった。その時代のホットな話題と言ってもよく、その一劃に柳田國男も位置を占めたのである。またそこでの柳田國男の持論は、決して一から十まで独自・独創というわけではなく、農政論も産業組合論もそのほとんどは他の多くの論者と共通していた。むしろ、その様相を隈なく押さえるのはそれまた至難であるが、多くの論者と共通の認識や問題意識をもった一人として柳田國男を見るという作業を部分的になりとも試みることは必要なことであろう。それを欠いては客観的な把握にはならず、肝心の特質も漠然としたものになるしかないだろう。

a. 何故に農民は貧なりや — 大井憲太郎の農政論との比較

たとえば柳田國男の出発点として絶えず顧みられてきたものに、『何故に農民は貧なりや』というフレーズがある。『郷土生活の研究法』（昭和10〔1935〕年）が明瞭な事例であるが、そうした問題意識自体は農政官僚を志した二十歳代前半から見ることができる。あるいはその故に農政官僚となったと言ってもよかった。しかしそれを以て柳田國男に独自の問題意識と見るのはいかがなものか、つまり柳田國男の文筆のみを追って諒とするのは安易ではないかとの感想をもってしまふ。筆者は特に詳しいわけではないが、柳田國男の論説を同時代あるいはその前後の論壇の動きと僅かなりとも突き合わせれば、農民の貧窮たる所以の如何は、当時の最もポピュラーな議論の一つで、論者も多彩であったことが見えてくる。井上馨や谷干城のような有力な政治家から、農事や法に詳しい官僚や学者、さらに時事に機敏な新聞記者に至るまでである。それゆえ証左には事欠かないが、ほとんど同じ言い方をもとめれば、先に挙げたお雇い外国人パウル・マイエットが明治24年に皇族を前に行なった連続講演『日本農民ノ疲弊及其救治策』の第一講は「日本農民は今日非常の困難を極むる事」であった。またそれより早く、大井憲太郎（天保14〔1843〕年-大正11〔1922〕年）の『時事要論』（明治19〔1886〕年）には「農民の古来特に困窮なりしを論ず」の一章がある。しかも大井の議論は、農民が昔から困窮に陥ることが多かったのは事実であるが、それにはいずれも特定の原因があり、特に明治のそれは直近の政策の故であると論じている。そこには、柳田國男の論説にある農民の《惰性》と多少重なる文言として《怠惰》に関する議論も入っている。と共に、それを咎めるのは、事態の拗って来たる所以を掴まない粗論

にして非情の仕業とも言う¹⁾。

予は我が農民は、古来特に甚だ貧困なりしことを主張するものなり。故に果して然るや否やを論明するは、予が責任なり。然るに我國の農民は、古来何に由て斯く貧なるや、其理由如何に至りては、世に一定の説あること無し。十中の八、九は、怠惰に因りて貧困に陥るとなす説を維持せるものなり。此説や久しく世に流布して、較や勢力を有するに至れり。故に之が論弁を試むるは、敢て無用の事にあらずと信ず。説を為す者曰く、貧民は怠惰遊逸に由るに非ざれば、勤勞節儉の不足に由りて困窮するに在りと。……

嗚呼此論者の貧民の貧たる所以を見ること、甚だ粗にして而して之を責むること何ぞ若く酷なるや……。

抑も予を以て之を觀るときは、居多の貧民中、自己の怠惰に因り貧困に陥りたるものは、十中の一にも足らざるが如し。世の論者が怠惰致貧の評語を下したるは、怠惰なれば窮すと云へるは普通の条理なるに依り、實際の情況如何を検挙せずして、一見直ちに貧困乎、是れ怠惰なりしが故なりと、断定したにあらざるか。豈に杜撰の至ならずや。蓋し世間の事、卑近なる一の道理を得れば、他に深淵の道理の存するあるも之を求めざるに因るなり。

元來我國の農民は疲弊民なりしが、維新後紙幣の増發に因り、一時米価の虚声騰貴したると、時世の変遷に誘惑せられたるとに原因して、多少奢侈に流れたるは事實にて、是れ論者をして、容喙の端を發かしめたるものなり。然りと雖も維新前は太だ節儉質素の風ありき、啻に儉素のみならず、勤勞も亦過ぎたりと云ふて可なり。山間僻村の民は勿論全國一般農民の状態は、略ぼ相同じ。周歲一の快樂もなく、星を戴て出て星を戴て帰り、衣食を問へば、僅かに饑寒を凌ぐに足らず、極貧者に至ては特に辛酸を嘗め、粟飯、芋餅、弊衣跣足、人をして殆ど牛馬と相伍するの慨嘆を發せしむるに至る。……

夫れ如是、農民一般の情態、勤勞儉樸なるに拘はらず ……余得なきを以て、一朝家に不幸災厄あれば、數世之を償ふこと能はず、三代若くは四、五代以前に典質と成りし田地を耕し、名は自己の所有地たれども、實は小作人なるものあり。又數代前より全く他人の地所を借り耕して生活を為すものあり。直言すれば我が農民は、概して數代前より窮乏なりしものなり。農民中にて獨立安心の地に立つものは、寥々算ふる

1) 参照、大井憲太郎『時事要論』、『明治農業論集 地租・土地所有論』（『明治大正農政經濟名著集24』農文協力 昭和52〔1977〕年）、pp.347-384, here p.360ff.

に足らざりき。 ……

維新後貧民の数を増加したるは、紙幣の増發、公債証書の流通、金貨濫出等を始め、本書に論ずる如き各条件は、皆之が原因とせざる可べからず。 ……

言うまでもなく、自由民権運動の左派の論客である²⁾。一般論ではあるものの農村と農民の現実を直視しており、また直視すれば、何故に貧なりや、これは決して一個人の感想にとどまらなかったはずである。たとえば、後に取り上げる日農の弁護士若林三郎も、農村の現実を直視して、その困窮に疑問を投げかけた一人であった（後続の10bを参照）。

b. 小作料金納の主張について

柳田國男の農政論を通じて独創的な提言とされてきたのは、小作料の金納を説いたことである。元は講演であろうが、『中央農事報』の明治40 [1907] 年1・2月号に印刷された「小作料米納の慣行」で、3年後の論集『時代ト農政』（明治43 [1910] 年12月刊）に収録された³⁾。その趣旨は、農業の非効率、大規模な地主の勝手、小作人の生活の窮状、それによる農業の荒廃、これらを解決する方法としては小作料を金納にするのが鍵になるとの提案である⁴⁾。

經濟の學者雲の如くまた林の如き明治の日本に於て、確かに奇異なる現象と認めてよいのは、農政上かなり重要な一つの問題が、二三十年の間さらに一人の之を研究する者なくして過ぎたことであります。この問題と云ふのは即ち小作料米納の問題であります。

しかもそれが《一人の之を研究する者なくして過ぎた》と言うのだが、言葉の綾ではなく、その通りと言ってもよいらしい。それを裏付けるのは、小文ながら、今となつては柳田國男研究における古典的となった東畑精一の証言である⁵⁾。

これはそれ以後も永らく忘れられていた問題であつた。畑の小作料は既に金納であるか或いは代金納であるものが當時も既に多かつた。ひとり水田 — 地主制の本

2) 自由民権運動期の文献の代表的な文献の一部は次を参照、『明治文學全集12 大井憲太郎・植木枝盛・馬場辰猪・小野粹集』；また次の伝記を参照、平野義太郎（著）『大井憲太郎』（日本歴史学会編：人物叢書）吉川弘文館 昭和40 [1965] 年

3) 「小作料米納の慣行」（定本16），p.145-159.

4) 同，p.145.

5) 東畑精一「農政学者としての柳田國男」『思想』，1961，1，p.40-45，here p.42.

拠 — にいたっては、小作料の物納制度は頑として第二次世界大戦後の日本の農地改革まで保たれてきた。氏の言う通り、これを批判したものは、氏の以外に恐らく明治年間にひとりも無かったに違いない(筆者もこれを探索しえないでいる)。氏の批判は単なる便宜論でもなくまた政策論でもなくて、純経済論であった。

柳田國男は、小作料を金納にすることによるメリットを列挙した。金納によって、小作人がその耕作を自ら工夫し、収穫物の販売についても目配りをするようになり、意欲も増進するはずと言う。逆に物納のままでは国にとっても地主にとっても《米質改良政策とは相容れない》、なぜなら小作料は仮りに《中米何石》《上米何俵》と定めてあってもその上中米の標準の決めようがなく、従って《小作人は升目さへ約束通りならば、出来るだけ粗悪なる米を出さうとします》ということになり、米質改良の意欲は湧かない。東畑は、また明治のその事態は、《食糧管理制度が米の供出量のみ統制を狙った故に日本の米作が品質の改良を怠っている今日の状態と甚だ類した作用は、柳田氏の眼にうつった小作料米納の慣行の作用とまさに同じである》とも論じている。ちなみに筆者の平凡な感想でも、今日ではブランド米などと言われるように、地方地域それぞれ、また農家各々が競って品質の優れた米の生産に取り組むのは食管制度の保護がなくなってからの動きで、比較的最近のことである。自立した経営が農業の質の向上につながることを柳田國男は読んでいたのである。すなわち、小作料を金納にすれば、小作農家は嫌でも市場の動向に注視せざるを得ず、それは自立心への道でもある、と言う。他にも、小作料金納の利点は幾つも挙げられる。

重要なのは、小作料金納が、他の要素と組になって説かれていたことである。力点が置かれるのは、小作人の心構えと小作組合の二項目である⁶⁾。

新時代の小作農は従来の如く横着無責任なる契約をすることは出来ませぬ。不作の年毎に小作米の全部又は一部を免じて貰ふことを當然と心得て居つてはなりません。近年の小作紛紜は多くは地主が此減米を自由なる恩恵と考へ、小作人が此を當然の慣習上の権利と認めるのに基くやうで、正面から論ずれば是は小作人の方が無理であります。金納法を採用する以上は十分に豊凶の為に異動させぬといふことを保障して、其代りには出来るだけ有利の條件を以つて小作契約を結ぶやうにせねばなりません。この保障に依つて地主を安心せしむるには、勿論平素の行状等に依つて適當なる借手であることを證據立てることも必要であります。尚其以外に有形上の擔保方法を設けることが必要です。是も間接的には又小作人にも利益であります。此爲に例へば小

6) 「小作料米納の慣行」(定本16), p.158.

作組合を團結するなり、一定の金額を供託するなり、何か適當なる方法を見出さねばなりませぬ。是は現今の如く資金の缺乏を感じる小作農に對しては、或は無理な注文かも知れませぬが、若し信用組合其他相互融通の道が付いて年々の地代を前納することが出来るならば、地主も甘んじて以前よりも餘程低廉なる小作料を以つて契約を結ぶに至るであらうと思ひます。小作人は狡智にのみ長じて居るから、とても真面目なる契約の相手方となすに足らぬといふ説を為すがあるかも知れませぬが、是數十年來導くに其道を以てせざりし為であります。今や之を改むべき時期に達したのであります。

小作人が組合を作るということ、またそれに当たっては依存心を捨てた、自立した誠実な営農家としての心構えがもとめられる、と言うのである。

c. 小野武夫による議論の整理と賛同

ところでこの柳田國男の提案は、当時、かなり注目された。議論の的にもなった。その辺りの事情は、やや後に小野武夫が『黎明期の農村』（巖松堂書店 大正12 [1923]）において整理して解説を加えた。もっともこの本は、発行部数が少なかったか理由は定かでないが、すでに2年後には《今や同書は絶版となつてゐますから、讀者諸君の中には一讀されることが或は困難かと思はれますから、今左に同書より主要の部分を再録することにいたします……》との解説の下に、『農民の現在及将来』⁷⁾に改めて収録された。ここでもそれをもちいるが、問題の箇所は、次のように始まる。

小作料金納制度の可否が、始めて經濟學者の問題となつて論争せられたのは極めて近年のことである。吾人の記憶に誤り無いならば、小作料米納の慣習を指摘して之が可否論に始めて火を點じた先覚者は柳田國男氏であつた。氏は明治40年1月愛知縣農會主催の農事講演會に於て「小作料米納の慣行」と題して《經濟の學者雲の如くまた林の如き明治の日本に於て、確に奇異なる現象と認めてよいのは農政上可なり重要な一の問題が二三十年の間更に一人の之を研究する者なくして過ぎたことである、問題と云ふのは即ち小作料米納の問題である》とて、先ず日本の小作料米納の慣習の由つて来る所を説き更に之が可否問題に及び、國民の經濟行爲が今日の如く進んで来た時代に於ては、小作料は當然金納に改めなければならぬと論じたのである。柳田氏の演説が雑誌に掲載されて世間に發表さるゝや、直に學者間の問題となつて、米納小作料を金納に改むる可否につき盛んに議論を聞はせて一時日本の學界を賑はせた。今吾

7) 小野武夫『農民の現在及将来』日本學術普及會 大正14 [1925] 年。同書は全5章の内、第2章「小作制度史概論」、第3章「小作制度と小作組合」、第5章「小作制度の立法」というように小作問題に重点が置かれた著作である。

人の案頭には前記柳田氏の演説筆記（「時代と農政」収録）と法學博士桑田熊蔵氏の（「小作料金納制度の可否」大正元年帝国農會刊行）と、法學博士小林丑三郎氏の（「金納小作制度」明治44年時事新報）と、法學博士田中穂積氏の（「米納小作料の是非」帝国農會報第1巻11號）が置かれてある。以上4氏の中小作料米納制度を廢して金納に更ふべしとする論者は柳田氏と小林博士、米納制度を従前通り維持すべしと主張する學者は桑田博士と田中博士であつた。然らば前二氏は如何なる理由を以て米納制度を廢すべしとし、後二者は何故に米納制度を維持すべしと主張したか、

このようにして小野武夫はほゞ30頁を費やして論者それぞれの主張を整理している。今それを逐一取り上げようとするわけではない。ただこの議論は米納か金納かという単純なものではなかつたことは押さえておくべきろう。米納維持論者が保守的あるいは頑迷と一概に決めてしまうのも問題である。見方は種々あるであろうが、むしろ米納維持論は現実直視から来る判断であるのに対して、金納論は将来像であつたと言つてよいところがある。柳田國男もそうだが、金納であるべしというのは、農業者も企業家であるべきだが、現物納を続ける限り小作農はいつまで経つても自立した企業家とはなり得ないと言う。これに対して米納維持の議論は現実の次のような状況を重く見ていた。

桑田法学博士は曰く……。

(二)日本の小作人は獨立せる企業者と見るには其の經營餘りに小仕掛けなり、今彼等を一種の定率小作制度より開放して定額小作制度たる金納制度の下に置かば、彼方は最早昔日の如く農業經營上地主の保護を受くことが出来ずして、勢ひ農業の衰頽を來すは豫測するに難からず、。

なお金額で表示して固定することについては、記憶に新しい歴史的経緯から関係者の多くがトラウマを抱えていた面もあつた。先にふれた地租改正であるが、定率の地租を金額で定めた貢租は、その制度が動き出してしばらくして深刻な事態を招いた。明治14年から始まる松方デフレと言われる緊縮財政の結果、米価が一時ほぼ半額にまで低下するなどの現象を惹き起こし、その中で地租負担に耐え切れず、多くの農家はその調達に苦しんだ。松方デフレの影響の頂点は明治17年であるが、それを挟んだ数年間に日本の全農地のほぼ半分が売却や抵当設定や抵当流れなど名義に関わる変化を蒙ることになつたと言われる。戦前の日本の農業のアキレス腱とも言うべき地主制は、実にこの時期に方向が定まつた面がある。ちなみに明治20年代にお雇い外国人のアドバイザーの一人パウル・マイエツトが、經濟変動によっては農家の地租について臨時的に物納を認めるのも一法との提案を行なつ

たのも、苦い経験を踏まえていたのである⁸⁾。

米納を改めて金納と為したるに由りて、更に重要な結果を生ぜり。……今日尚ほ天産物にて小作料を収受すること一般の習慣なれども、今日以後は年一年に貨幣にて収受するの傾きを生ずべし。……若し小作料を貨幣にて支払ふこと、なれば、純粹の小作人即ち尺寸の土地をも有せざる小作人は、固より其所有地を失ふが如き危険に陥ることなしと雖も、多少の土地を有する小作人は年の景況如何に由り、貨幣にて小作料を支払ふが為め困難に陥り、終に自己の所有地を失ふに至るの懼れなしと謂ふべからず。而して多少の土地を有する小作人は、大約二百万戸より下らざるべし。

若し巨額の小作料の支払上急劇に天産物より貨幣經濟に遷らんか、其農民を困むること益々甚しかるべし。何となれば、日本国に於ける金融の關係は独り工業及び商業の便益を慮りて定めたるものにして、農業上の需要を定めたるものに非ざればなり。

なお引用文の後半は、小作料が《天産物より貨幣經濟に遷らん》ことを仮定して、その危険性を説いている。見ようによれば、小作料金納というテーマを柳田國男より20年前に論じていたことになる。それは決して偶然的な行論ではなく、その程度の議論は当時から行なわれていたと思われる。またマイエットが、小作料の金納化を仮定する際、日本の金融關係は工業・商業が中心であり、農村金融の制度が欠落していることを指摘している。この点では、農村金融の必要性を認識し、小作料金納は然るべき農村金融制度と組になるのでなければならぬことを示唆していたと言える。マイエットは若くして来日したが、銀行と保険が専門だったことは先にふれた。

地租改正が副作用として社会に甚大な混乱と惨状をもたらした事情は、柳田國男もむろん頭に入れていた。しかし、その当時からほぼ20年が経過する中、經濟情勢も変化しており、いつまでもそれに縛られるべきではないとの考えを盛ったようである。少し後になるが、『都市と農村』（昭和4 [1929] 年刊）の第7章「小作問題の前途」には次のような一文がある⁹⁾。

……明治初年の地租改正の際に今日の米価を見越して若し小作料も金納の制度を立て、置いたならば、何人も餘分に苦しむ者無くして、細小農場は今少しく栄えたらうと言ひ得るが、これは死んだ兎の齡を算へるやうなものである。現在では新たに法律を設けて金納を強制するか、さうで無ければ個々の契約を変更するの他に道は無い。

8) マイエット『日本農民ノ疲弊及其救治策』第44章（『明治大正農政經濟名著集3』），p.233.

9) 『都市と農村』（定本16）第7章「小作問題の前途」，pp.333-346, here p.335.

なお時代が移り経済情勢も大きく変わっているため過去にとらわれるのは感心できないというのは、柳田國男だけのものではなかった。大正12〔1923〕年に小作料の米納か金納かの議論を整理した小野武夫も、その検討を踏まえて、自身は金納を強く支持する立場をとって論陣を張った。しかもその論説は、柳田國男の説くところを祖述した観がある¹⁰⁾。

日本の社會の進歩斯の如く、小作人の覚醒斯の如く著るしい時代となつて、何時迄も小作人を獨立せる企業家と認めずして地主の附屬物視することが出来やうか。彼等を獨立せる企業家に盛り立て、米の生産ばかりで無く、其の生産物と市場とを密着せしむる小作料金納制を採用することは単に時代思潮の上よりのみならず、社會經濟の進化から見ても、肝要な措置ではあるまいか、地主と附屬關係を有する小作人を進めて獨立企業者たる地位に進め、生産並に販賣の全責任を負はしむることになつたならば、彼らは現在よりも一層農業經營に留意し、其智力と能力を傾盡して事に當るに至るであらふ。小作料が米納である間は小作人は唯所定の期日に所定の榷量を地主に納附すれば足りるのであるから、米質を改良して市價を高むるの必要は聊かも無いのである。然るに今小作料を金納制度に改めれば彼等が産米の品質の良否は直に市價に影響し、彼等の實収得に至大の影響を及ぼすことになるから、銳意産米改良に應ずるに至るであらふ。尤も現今地方地方で實行されて居る様に、産米改良に對し地主より小作人に相當の獎勵米金を施與すれば不可は無いようであるけれども、其獎勵米金の量が果して小作人の満足に値するか否かは疑問に在ると同時に、米質を改良して獎勵米を受け地主より多少なりとも恩に着せらるゝ不愉快を忍ぶよりも寧ろ獨立せる企業家として精良の米を生産し、市場の制御者となる方が文明の世の農民として遙に幅が利く譯である。而して小作人が地主の從屬關係を脱し、自己の生産物に對し全責任を帯び市價の高低が直に私經濟に影響するに至れば、農業倉庫は小作人に取り必須の貯米機関になるであらう。若し然らずして何時迄も米納小作制を維持し市場制御の權を小作人に與へないならば、農業倉庫は却て小作人より厄介視さるゝ虞があるのである。

小野武夫は、經濟變動の影響についてすら、もはやあまり心配することではない、とも言う。

小作農か獨立企業家たる地位に進めば農業は一層集約となり、彼等は最高能率を以て土地を耕作するに至るから、農地の粗生産と純生産は著るしく増加し、土地の價値をも増進して地主を利するのみならず、延て國家經濟にも至大の影響を及ぼすに至るのである。若し夫れ金納小作制度に改まれば小作農は先年の如く激烈なる米價の騰落に

10) 小野『農民の現在及将来』(前掲注7), p.82-84.

堪へ得るや否やの問題は敢て患ふるに足らぬ。米價騰落の波瀾に抵抗し、之が打撃を可及的少くしようとする處に獨立企業家の樂みと愉快が存するのである。此の刺戟に勵まされて彼等は自ら計劃もし勉強するのであるから、敢て憂ふるに足らぬと思ふ。

これらの論は柳田國男の所説を、拡大して説明したものと言ってもよいほどである。とは言え、それが実現しなかったのも事実であった。それについては後に少し取り上げるが、柳田國男の論説は決して孤独な叫びなどではなかったのである。

が、小作料の米納か金納か、のみを取り立てて柳田國男の先見の明を褒めちぎるとすれば、それまた事態を適切に捉えたことになるかどうか疑問である。実際の経緯は、別の要素をも含めてもう少し立体的に再構成するべきものを含んでいる。

d. 農政官僚としての柳田國男の活動

そこで考えてみなくてはならないのは、農政官僚としての柳田國男の仕事の内容と独自性である。とは言え、筆者は柳田國男に関する専門家ではない。どこにでもある一般書に目を走らせる限りでの、いわば状況証拠に依拠した検討である。

柳田國男が農商務省に入ったのは明治33 [1900] 年の秋であった。帝国大学の卒業生は同年に3人が入省したようであるが、学歴において押しも押されぬエリートであり、今で言うキャリア組であった。なお中央省庁の場合、実際の業務は伝統的に若手が早い時期から腕を揮う傾向にあるが、当時は今以上だったろう。またある程度上の職位となると、局長はむろんのこと、課長辺りからは省庁間の調整や政党・政治家との折衝あるいは財界や業界とのすり合わせなどに時間を割くことになる。それに農商務省の場合、今で言う技官なら農業技術関係の最高の人材が集まったが、内務省と違って法務関係の帝国大学出は待望のエリートだったであろう。とまれ、柳田國男は入省ほどなく自分の思うところのある程度自由に選ぶことができたと思われる。そして選んだか任されたはともかく、主に担当したのは産業組合であり、特に農業分野におけるそれであった。産業組合法が帝国議会で可決されたのは柳田國男の入省した年の3月で、紆余曲折はあったが法案は農商務省から提出された。それゆえ同省にとっては政策面での目玉であった。産業組合と農政との結合は、救荒問題に関心があるエリート官僚にはうってつけで、また法律が作られればかりというまたとないチャンスであった。したがって、法科の一般知識の習得と並んで農政学に強い関心をもっていた柳田國男にとってはやりがいのある職場であったろう。年譜を見る限りだが¹¹⁾、仕事は地方へ赴いて農業関係者の間に産業組合の知識を広めたり、農事試験場を視察したり、養蚕の蚕紙の売買の実情にあたりたりといったことで、時には《小作騒動視

11) (柳田國男)「年譜」『定本別巻5』, pp.619-661, here p.624-625.

察のため岡山県の北部へ》派遣されることもあった(明治年36年2月)。その他、明治34年10月から11月にかけて約40日にわたって《木曾以外の信州各郡下を、産業組合、農會について講演旅行》とあり、「農會」について講演をしていたのは注目される。おそらく「大日本農會」系統の地方農会で、前田正名がまだ運営に力をもっていた時期であろう。前田は、大久保利通に囑望され、フランス留学を経て明治政府の第一線で活躍しながら、同じく大久保の後輩松方正義の経済政策と合わず、地方産業の育成を説き続けた硬骨漢であった。『興業意見』を始めとする調査記録は稀有のドキュメントである¹²⁾。ちなみに柳田國男の農政関係の最初の論文が掲載されたのは『大日本農會報』上で(第240号 明治34 [1901]年9月刊)、これについては後に取り上げる。

産業組合法は品川彌二郎が口火を切り、平田東助が中心になって10年余の苦心の末に実らせた来るべき新制度の基本法であった。その点では、若き柳田國男が勤しんだ業務は、平田東助が築いた土台に立って、その実現と普及を図ることであった。なお産業組合とは何かについては、法律の成立からほどなく明治年33 [1900]年9月に平田の『産業組合法要義』が刊行され、そこには概括的な説明に加えて、「関係条規」として産業組合法だけではなく「産業組合法施行規則」なども併せられている。それに沿って産業組合を説明し普及を図るという仕事を柳田國男はこなしていたと思われるが、実際になすべきことは多かったであろう。産業組合の趣旨や定款の作り方や總會や業務報告など、基本的なことは平田の『要義』に書かれてはいるが、実際問題となるとそれだけではすまないことが幾らもあったからである。たとえば、産業組合の中で金融に関わるのが信用組合であるが、それは銀行とはどう違うのか、また銀行と異なるものとして出資者と出資について特殊な制限があるのかどうか、同じく役員報酬は認められるのか、配当は可能か、など実務上に限っても、『要義』からは直ちには判断できない問題は次々に出てきたと思われる。専門家なら法文から直ちに分かるものがほとんどだったろうが、中には解釈が問われるものも含まれていた。また産業組合法の精神も、先ず解説すべき要点であった。柳田國男の地方への頻繁な出張は、そうした講演や指導が主だったようである。そのさい産業組合に関係する業務は農商務省内では柳田國男にほゞ委ねられていたところがあった。そして地方へ行けば、本省の担当官であるため、その説明は正に天の声として聴かれたであろう。柳田國男が最初の著作として『最新産業組合通解』を書いたのは、現場での指導業務と重なっていたと見ることができる。

そうした状況の中に同書を改めて置き、また平田東助の『産業組合法要義』を始めとする先行する指導要領とも言える解説書と突き合わせると、行論のほとんどは『要義』の反

12) 『興業意見・所見他』(『明治大正農政名著集4』 解題：祖田修)；また伝記として次を参照、祖田修『前田正名』(日本歴史学会編：人物叢書) 吉川弘文館 昭和62 [1987]年

復や補足であるが、それと並んで柳田國男の独自の知見と言ってもよいものが盛り込まれていることに気づかされる。つまり、解釈が重要になる項目もあったのである。なお柳田國男が、『最新産業組合法の施行から3年を経て、法の趣旨が必ずしも活かされていない現実を齒に衣着せず指摘していることは先にふれた。そしてその総論と並んで、各論においても、目を瞞らずにはおれない説明が見受けられる。《小作組合》に関する説明で、またそれに関連して《永小作》に言及していることも注目してよい。

e. 産業組合をめぐる柳田國男の論説の独自性

ところで、柳田國男の指南書において、どこまでこれと同じような説明が入っているかを見ておきたい。『最新産業組合法の施行から3年を経て、法の趣旨が必ずしも活かされていない現実を齒に衣着せず指摘していることは先にふれた。そしてその総論と並んで、各論においても、目を瞞らずにはおれない説明が見受けられる。』では、産業組合の4種類が挙げられ、それぞれについて説明される。「第一章 信用組合」は金融で、以下「第二章 販賣組合」、「第三章 購買組合」、「第四章 生産組合」と続く。これは産業組合の種類として普通に挙げられるもので、基本は産業組合法の条文、そして平田の『要義』における解説である。また4種類の組合は別々の組織である必要はなく、実情に合わせて幾つかの機能を併せ持つことの奨励も『要義』に見ることができる。もっとも、四種類の機能すべてをまかなうのは幅を広げすぎるという注意もある。いずれにせよ、そのあたりの柳田國男の説明は平田の解説をほぼなぞっている。が、そこに、独自性の強い説明が入って来る。「小作組合」という名称を挙げての解説である¹³⁾。

所謂、小作組合も亦一の生産組合なること、并に其設立の利益なることを略説せんとす。我國、現今の小作料は、舊來の慣習と小作希望者の多數なるが爲に甚しく高率にして、小作人は普通收穫の過半を地主に拂ひ又市價の高低を問はず。併し地主は年々の小作米の取立及び小作人の監督に非常の面倒を掛るのみならず、屢々、不納、滞納、減納の損失あるを以て、平素、此をも見込み高き年貢米をとるなれば、もし確實なる下受人ありて一切の責任を負ひ、年々正規の小作料を迅速に支拂ひ得るならば、餘程其歩合を引下げても却りて之を喜ぶべし。殊に大地主の自ら管理の勞を取らざる者、又は所謂不在地主とて遠方の地に居住する地主の如きは、尤、之を希望するなるべし。現に新潟縣等の實例を聞くに、地主と小作人との間には多くは世話人の媒介ありて、地主の収入の一部は此世話人の手数料として引去らるゝ者なりといへり。斯る場合に生産組合を起し、資金を備へ、責任を負ひて大面積の土地を直接に地主より借受け、之を分割して再び組合員に小作（使用）せしむるは大なる利益なり。普通の小作人は

13) 『最新産業組合法の施行から3年を経て、法の趣旨が必ずしも活かされていない現実を齒に衣着せず指摘していることは先にふれた。』 p.127-128.

其期限も極めて短かく、且つ其の賃貸権は登記せざるを常とするを以て、地位の不安固なる者なるに、若し組合が全部を代表して一時に契約を締結せば、登記を爲すは元より契約条件も個々の場合よりは遙に利益大かるべし。組合の存立年限が永く、責任が無限又は連帯の組織なる時の如きは、又永小作権をも設定することを得べし。永小作と賃貸借との區別は、民法の註解に詳なれば茲に述べずと雖、要するに借人が修繕、其他の費用を負担する代りには、期限長く、借料少く一般に借人の権利の安固なるは永小作の特性なり。此の如くして借得たる土地を、實費と手数料等にて組合員に貸付け、又は普通の借料を徴収するも、其差額は組合の収入とせば、長き年月の間には小作人の利得は大なるのならず、現今の實状の如く、一年、二年毎に契約を更新し、其都度多數の人と競争を爲すの困難を免るべし。

つまり、小作農が結集して信用組合と生産組合を兼ねる組合組織を結成して、地主から一括して農地を借り受け、組合員に割り当てて耕作を営むという方法である。小作組合という団体も名称も、それ自体は当時すでに行なわれていたり、話題になったりしていたが、ここでの意義は、産業組合を主管する中央省庁の係官が、指導要領の中で、それを産業組合の活動のあり方として明白に説いたことであつた。ちなみに平田の『要義』では小作組合は言及されない。したがって、現実の動向を念頭に柳田國男がそうした解釈を呈示したと考へてよいだろう。

二つ目の永小作の方は、当時、内務省と農商務省が抱えていた課題に関係する。が、安心できる確実な借受人となるならば、地主は安定した収入を確保できる上に雑多な小作地の管理などの面倒をまぬがれるために、小作料は現在よりも低くすることに同意するであろうし、双方にとって利点があると説くのである。その場合、いわゆる永小作に近いものとなるとも言う。なおこの文脈で永小作が取り上げられていることは注目してよい。これは永代小作・永代作・永世小作・代々小作・永作卸・永宛り・永当など多様な呼称があつた小作形態の総称で、江戸後期には大いに発達した。その成立過程や実態は千差万別であるが、概括的に言えば小作人が占有権に近い関わり方をする形態を言う。典型的なものの一つを挙げると、士分の者が未開墾地を開発することを条件に土地を所有しても、武士が田畑の労働に耐えられるわけではなく、農民に委嘱することになるが、その場合、農民は小作人といっても新田・新畑を生み出した当事者として所有者との関係では有利な条件でほぼ占有することになった。そうした田畑が幕末には多かつたらしい。ところが地租改正の過程で、所有者の権利が大きく認められた。もっとも、永小作地の権利問題については明治政府も認識しなかつたわけではなく、現場からの報告や進言もあつて当事者間の話し合いを反映させる方向で調停を図つたが、結局、地主の権利を優先させた。そのため、複雑な権利関係をかかえていた地主たちは狂喜したとされ、逆に言えば、小作人は従来の権利

を奪われたのである。この永小作の形態が、この時点では明治23〔1890〕年の旧民法を経て明治29・31〔1896・98年〕年の改正民法、いわゆる明治民法に盛り込まれたのである。なお小作問題改善のために永小作慣行を見直すという商務省の試みは、少し後になるが、大正9〔1920〕年の小野武夫（明治16〔1883〕年-昭和24〔1949〕年）への調査研究の委託となった。小野はその前から『本邦永小作論』（大正4〔1915〕年）を発表してその方面の識者として一家を成していたが、委託研究の成果『永小作論』（大正13〔1924〕年）によって農村経済史の分野を切り拓くことになった¹⁴⁾。

なお『最新産業組合通解』のこれに続く段落にも興味を惹く要素がみとめられるが、注目すべきは、小作料金納につながるような次の一節である。

現今の小作料は概して甚、高く、且つ作物を以て現納する習慣なれば、農産物の市價の暫次、騰貴する時代には、益々多額の借料をとられ、且つ競争者多き爲に其地主に對する地位は不安全なり。今若し小作人が共同して、耕地使用を目的とする生産組合を組織し、且つ販賣組合を兼ねて収穫物を共同販賣し其代金中より一定の使用料を差引きたる金額を分配せらるゝこと、せば、従来地主の下に在りて、作り分けの約束を以て小作せし時よりも利益、遙に大なるべし。購賣組合の如きも亦二種ともに之を兼ね行はゞ更に便ならん。日本の小作農家は少なくとも二百萬戸あり。若し産業組合法を利用して彼等が間に共同連合する方法、普及せば、我國の所謂小産業者の大多数は、其生活地位を改良發達するの希望を確保したるものなり。

この前後には《年々正規の小作料を迅速に支拂ひ得る》とか、《所謂不在地主とて遠方の地に居住する地主》とかの表現も見られ、また支払い、借料、手数料、差額といった用語があることから推すと現物納付ではなく金銭による決済が念頭に置かれていると考えるのが自然である。つまり小作組合から地主に金銭で小作料を支払うという方式である。それゆえ明治35〔1902〕年12月に刊行された『最新産業組合通解』の当該箇所を以て小作料金納が説かれたと見ることは可能である。しかし一般には「小作料米納の慣行」の講演が（おそらく講演から程なく）載った農業関係誌の刊行年次である明治40〔1907〕年初が節目として挙げられる。小作料の米納・金納をめぐる議論も、その講演記録が端緒であった。もっとも、柳田國男が小作料金納を主張したのはいつだったか、を詮索するのがここでの意図ではない。むしろ小作組合への言及によって起きた問題の広がり注目したいのである。

14) 小野武夫『永小作論』（『明治大正農政経済名著集15』農文協昭和52〔1977〕年）

f. 柳田國男の2論文：「生産組合の性質に就いて」と「産業組合の道徳的分子」

農政官僚としての柳田國男が最初に手掛けた論説は「生産組合の性質に就いて」であった。明治33[1900]年3月に帝国議会で可決された刊産業組合法が9月に施行されてからちょうど一年後の明治34[1901]年9月の発表で、同法の成立過程で起きていた異論への反論のかたちで柳田國男が独自の見解を呈示したと考えられる。執筆事情については、岩本由輝が次のように解説をしている¹⁵⁾。

農学者としての柳田の最初の論文は、1901年9月の『大日本農會報』第240号に大日本農會通常委員・法学士の肩書で載せた「生産組合の性質に就いて」(『定本』第16巻)であるが、これは当時、農商務省において産業組合普及の仕事を担当していた柳田が、生産組合のあり方をめぐって『大日本農會報』第239号および第240号に連載された大日本農會農芸委員・農学士西垣恒知の論文「生産組合」の論点を批判し、論争を挑んだものであり、西垣は早速第241号に「生産組合の性質に就いて — 柳田法学士に質す」を載せ、柳田に反論している。論争の内容それ自体は、1900年3月公布、9月施行の産業組合法の条文解釈にかかるもので、いささか枝葉末節にわたる感じもしないでもないが、とにかくこの論争における柳田の主張が、1901年12月の『大日本農會報』第243号に載った農学士有働良夫の「生産組合に関する論評 — 西垣柳田両君の所説に就いて —」ではほぼ全面的な支持を獲得したことによって、産業組合の専門家としての柳田の地位は確立されたのである(岩本由輝「柳田國男の最初の論争—西垣恒知・有働良夫」<『山県大学紀要・社会科学』第10巻2号>)。

《産業組合法の条文解釈にかかるもので、いささか枝葉末節にわたる感じもしないでもないが》との解説はもっともであるが、また当時の状況の中に置いて見ると、それはそれで忽せし得ない問題への関与であったように思われる。その事情は、柳田國男の行文の中で解説されている¹⁶⁾。

先づ最初に問題の區域を明白にするの必要ありとせば、僕が従来生産組合の性質なりと進ぜしものは左の如し。我國産業組合法に於ける生産組合は、英國に於けるコオ・オベレティブ・プロダクション(假に製造組合と譯す)、又は獨國産業組合法第一條に掲げられたる第四種組合とは全く性質を異にし、純然たる「物の使用を目的とする組合」なり。即ち独逸法に於ける第六種組合(使用組合)に属すべきものなり。而して

15) 岩本由輝『柳田國男—民俗学への模索—』柏書房1982, p.137-138.

16) 柳田國男「生産組合の性質に就いて」『定本16』, p.395-399.

君は謂ふ。生産組合は、異りたる目的を有する二種の組合を含む。(一) 狭義の生産組合 (二) 使用組合是なりと。君が「狭義の生産組合」と謂ふは僕が前に謂へる製造組合を指せるがごとし。問題の決せざるべからざるは實に此點に在り。僕が考を以てすれば製造組合と使用組合との全く其組織の精神、設立の目的を異にするといふ學説は、日本産業組合法の下にも決して空論に非ず、例外を存するに非ず。……

前に産業組合法の精神に徴するも、我生産組合は外國に於ける製造組合と同一物に非ざるを知ると言ひしは此事を指せるなり。製造組合は元來基督教的社會主義の論者が主として唱道せし所にして、生産物の分配上所謂利潤の部分を割きて勞役者に補給すべしといふ學説に基くものなり。……僕は賃金に衣食する勞役者に利潤分配を請求する権ありや否やはさて措き、利潤なるものが果たして配分し得らるゝや、勤勞の需給に基ける賃金の原則を攪乱すること無くして、此の如き割増を附與し得るの法ありや否やをすらも疑ふ也。……

唯各自の生産物を取纏めてこれに加工しこれを共同して販賣するの利益甚大なることは、僕と雖もこれを知らざるに非ず、暹国 ([訳注] デンマーク) 瑞西其他各國に非常なる發達を爲せる共同乳業 (コオ・オペレエティブ・デレリイ) の如きは、能く小規模をもって危険損失の虞無く組合員の生活状態を改良し得べし。……されど之だけの事ならば製造組合の制を須たずとも我が販賣組合に在りてはこえを營むを得べし。また必要あらば生産組合と相兼ねるも亦然るべし。

産業組合法が帝国議会上に上程された時、その最後の障碍は社會主義の氣配があるとの危懼が貴族院において出されたことで、そのため明治 31 [1899] 年には實現しなかつた。柳田國男の最初の論争もこれが繰り返されたことと関係していたようである。キーワードの《コオ・オペレエティブ》はそれを証している。たとえばカール・マルクスが資本家的生産に代わるものとして協同組合による生産に活路をもとめたことは「ゴータ綱領批判」や『資本論』第三卷にみとめられる。現行の邦語刊本で協同組合工場と訳されているのがそれで、原語は kooperativ Fabrik である。柳田國男の「生産組合の性質に就いて」において、産業組合法による生産組合は《製造組合》を意味するのではないと力説しているのは、産業組合は資本家的生産に取って代わるものをつくらうとしているわけではないことを、いわば釈明しているのである。無用の軋轢を避けて産業組合の順調な普及を図るためであり、利潤や利潤配分とも無関係としているのも、そうした文脈にある。

もっとも、柳田國男はカール・マルクスやドイツ社會民主党周辺の論議について知見をもっていたわけではなかつたろうが、西洋における社會主義的な要素を念頭にはおいたのである。そしてその打消しを図ったのは、産業組合への疑惑を払拭するという目先の課題の故と考えられる。つまり産業組合は製造組合として資本家的生産形式を阻害すると

の危惧への対応である。と共に、柳田國男は、基本的には製造・生産・加工などの区分に重きを置いておらず、それらは当面の説明にすぎなかった。むしろ本意は、農業であれ商工業であれ、中小の経営者が工夫を凝らして自立発展を図ることが望まれるという大筋に立っていたと考えられる。そのため「生産組合の性質に就いて」は、その大筋をまもるための差し当たりの理屈に過ぎない。細かい区分を立てて、厳密な理解を論敵と競っているわけではなく、逆に、要点を押さえることが肝心で、区分はむしろラフでよい、というのがその主張であった。

その点で同じような題材を扱っている論説に、10年程後に書かれた「産業組合の道徳的分子」(明治43 [1910] 年9月)がある。その10年程の間に柳田國男は官僚として主に産業組合の普及宣伝を担当して様々な経験をしたのだが、その行き着いた感想として、法律で事が決まるのではなく根本は物の考え方であり道徳である、と嘯みしめ、またそれを kooperativ の概念の説明のかたちで述べている¹⁷⁾。

法律思想だけで作り上げた組合といふものは、極めて冷酷に且つ峻厳に出来て居る。故に日本の如く最初から極めて法制の完備して居る國の産業組合を攷究するに當つて、当事者をして斯く如きものが即ち組合の本質であるかの如く誤解せしめない事を十分に注意する必要があると思ふ。其方法の一例を挙げれば「組合の傳道」である。

日本の組合を吾々の知つて居る英吉利、獨逸の産業組合に比較して見るに、彼に就つて我に最も缺けて居るのは傳道の事業である。諸外國では所謂 Co-operator (組合事業に與さる人) なるものゝ、最も大なる苦心として指を屈すべきものは個々の組合の創立の次には組合制度の普及である、傳播である、同志者の糾合であるとかで、一旦組合の事業が緒に就くと忽ち組合員の増加に爲に盡力し、新たなる組合の増設に盡力し、遠方の組合との連絡に苦心する、そして是等の爲に必要な「人の力及金の力」は必要缺くべからざる組合の負擔と認めているのである。

而かも産業組合の社會的地位といふものは、豫想外に低い。上流中流の同胞からは種々なる誤解を受けて居る。或者は之を目して社會主義の一派とし、或者は之を同盟罷工の準備とも疑つて居る。勿論斯の如き境涯に在ればこそ、道を傳ふるの必要も一層大なるものであらうけれど、要するに Co-operator の志とする所は所謂「己の欲する所を人にも施さん」とするのであつて、単に黨勢を張らうとか、人氣を得ようとかいふ物質的利害の打算に基いて居るのではないのである。……

ライファイゼン式信用組合などが、組合の基礎を道徳の上に於て、平生の品行及信

17) 柳田國男「産業組合の道徳的分子」(明治43 [1910] 年9月『産業組合』第59号)『定本31』, pp.430-435, here p.431.

任に申分の有る者を除外したのは、私の信ずる所では、決して小さき町村の間に、勤勉者と怠惰者の二つの階級を永遠に打立てようとした趣旨ではなくして謂はゞ、之を一つの教育の方法に充てたのである、即ち道義の指し示す所と、利益の因て起る所以とを知らしめて、人を勤勉正直ならしめようと誘うた手段に外ならないのであつて、苟も素行に申分の有る者に對しては、永久に幸福の門を鎖し、彼等を自暴自棄に陥らしめようとするのではなかつたのである。

……

要するに、産業組合といふものは、階級主義若くは分立主義に正反對なるものである。縦へ全國を通じて數萬の組合、數百萬の組合員があるに至つても、個々の町村に於て組合に入り得る者と、入り得ざる者との二階級が存在する様ならば、之は所謂「集合的利己主義」であつて、吾々の謳歌し、讚嘆せんとする産業組合では無いのである。

……

……私は法律の解釋を以て業とする者であるけれども、産業組合に就いては角に法律思想の旺盛なることを恐るゝものである。

彼の報徳社の團體の如きは、屢々時代に適應しない、また弊害もあつたり、活動の鈍いといふ非難も無いではないが、其道義的方面に於ては、産業組合が彼から學ぶべきものが多々あると思ふ。……

行文を追うと、『最新産業組合通解』において柳田國男が特に言いたかったのが何であるかが分かってくるところがある。『通解』の柳田色は那辺に存したかであるが、またそれは一人の若い社会主義者が惹きつけられた項目でもあった。

9. 森近運平の産業組合理解と柳田國男の影響

柳田國男の『最新産業組合通解』における小作組合を特筆したことにふれたが、それに關聯して注目したいのは、その論説をただちに正面から理解した活動的な秀才がいたことである。それは、小作料金納に明白に言い及んだ人物でもあった。柳田國男より5歳半若い森近運平（明治14〔1881〕年1月20日 - 明治41〔1911〕年1月24日）、すなわち大逆事件で刑死した12人のうち最年少の犠牲者である。両者の直接的な關係を強調するつもりはないが、柳田國男の思念が森近によって受容されたことは事實である。その点で両者の所論を突き合わせると、直接的な相関ではないが、当時の状況と問題点がより鮮明に見える。

a. 森近運平『産業組合手引』の成立

森近運平の『産業組合手引』（明治37〔1904〕年4月刊）は、『明治大正農政經濟名著集』

の一冊『信用組合・産業組合論集』に収録されたことによって改めて広く知られることになった。先ず解題によってあらましをたしかめる¹⁸⁾。

明治37年4月、岡山県の吉田書房という小さな本屋から『産業組合手引』という著書が発行されている。平田の『産業組合要義』が堂々たる明治政府の高官で官府周辺者の開明的解釈であったのにたいし、これは一岡山県庁技手兼属が産業組合法を手にし、農民にどう普及するかという立場で書いた実務者の著作とすることができる。しかも田舎のめだたない出版であるため、注目されることがなかったが、農民の視座で書いたものであるだけに今日光芒を放っている。……森近は巻頭の例言に「本書を編纂したるは……今の世に最も切要なる貧者自助の法たる斯組合が今だ大いに普及せざるを憂ひ、平易にして廉価なる参考書を出し、一人にても斯法の實行家を増さんが為也」と出版の目的を書いている。

そこでは、産業組合は利得を追うのではなく、その運営は堅実公正を旨とし、また議決権も出資の多寡ではなく、あくまで一人一票にすべきとも言われる。さらに、この書において注目されるのは小作組合の構想であり、またそれと密接な関聯において小作料の《金納法》が説かれたことである¹⁹⁾。

生産組合中一の趣味ある考案は小作組合なり。其法、先づ多数の小作農家一致して強固なる組合を設立し、相当の土地を組合の責任を以て地主より借り受け、之を各組合員に分配耕作せしむるなり。即ち組合は土地と称する産業に必要な物を借り入れて之を組合員に使用せしむるなり。然する時は地主は組合員の連帯責任を信じ、且つ年の豊凶に拘はらず一定の小作料を収むるの契約をなすを得れば、割安に土地を貸与すべく、組合は小作年限を定め其間組合の意思に反して土地を返還せしめらるゝことなき条件を付し置き、豊年には幾分の積立をなし、凶年には之を以て生産の不足を補ひ、事業の平準を失はざるを得べし。進んで、農具、役畜等の使用をなし、更に購買組合を兼ねて共同購入の途に出でば利する所大なるべし。尚、小作料を米穀にて払はず金銭にて支払ふに至らば、販売組合の事業を兼ね行ひ、倉庫を設置すべし。元来小作料米納の制は開明繁雜の世には行ひ難きものにして、小作問題をして益々紛雜を極めしむるものたり。故に余は金納法を以て小作問題解決の第一着手なりと信ずる者なれども、本書に於て之を論ずるは聊か範圍を脱するの嫌あるを以て暫く擱て述べず。

18) 参照、『信用組合・産業組合論集』（『明治大正農政経済名著集4』）「総合解題」（伊藤勇夫）

19) 『明治大正農政経済名著集4』, p.329.

森近の考察はどこから来たのであろうか。筆者の結論を言えば、産業組合の理解については柳田國男の主張に接し、それに教えられ、さらに独自に敷衍したと言ってよいだろう。しかし他面で、産業組合へ森近の関心そのものは柳田國男の論説を知るより前に遡る。『産業組合手引』の構想は、柳田國男の『最新産業組合通解』の刊行よりも半年早い。そして執筆の途中で柳田國男の知見に接し、その分だけ理解に幅ができたと考えられる。その辺りの関係を問うのは、年譜的事実を押さえる以上に、問題の性格を知る手掛かりになるところがあるため、もう少し探ってみたい。

b. 森近運平の略歴

産業組合の理解に限定して（したがって社会的活動の初期になるが）森近運平の略歴を挙げる。森近は岡山県後月郡高屋村（現・井原市）に生まれ、生年月日は戸籍簿では明治14〔1881〕年1月20日、本人の「手記」では《明治年13〔1880〕年旧暦9月20日の夜》だったとされるが10月23日という見方もあり、一般には戸籍簿のデータがもちいられるようである。なお伝記も含めた事跡の整理は農学者吉岡金市に『森近運平 — 大逆事件の最もいたましい犠牲者の思想と行動』があり²⁰⁾、またそれをも元にして基本文献集二巻が編まれている²¹⁾。

森近の生家は中規模の自作農で、その長男として生まれ、また姉と弟がいた。学歴を追うと、高屋第二尋常小学校に入学（6歳）、明治24〔1891〕年3月に卒業、同4月に井原精研高等小学校に入学（10歳）、明治26〔1893〕年11月に生石高等小学校に編入、明治29〔1896〕年3月に同校を卒業した（15歳）。一年ほど実家で農業に従事したが、村長の推挙により、明治30〔1897〕年4月に新設の岡山県農事講習所農学科に後月郡からの補助生（奨学生）として入学し（16歳）、明治32〔1899〕年3月に卒業、同4月に岡山県農学校農科第三学年に入学し、明治33〔1900〕年3月に首席で卒業した（19歳）。職歴では、明治33〔1900〕年8月に大蔵省専売局府中支局（広島県府中）に就職し（19歳）、明治34〔1900〕年5月に専売局を依願退職、同月に農商務省農事試験場山陽支場（広島県祇園）に助手として赴任（20歳）、明治35〔1902〕年2月に岡山県属兼技手として岡山県庁に転任し、内務部第四課所属、農政担当となった（21歳）、その後、明治37〔1904〕年12月に岡山県庁を依願免官となった（23歳）。

以後、社会主義運動家となり、主に大阪を拠点とした。明治42〔1909〕年3月（28歳）、社会主義運動からやや距離を置き、郷里の岡山県備中国後月郡高屋村に帰郷して、温泉を利用した《高等園藝》の計画を立て、また農村改善にたずさわった。同年12月に温室が完成

20) 吉岡金市『森近運平 — 大逆事件の最もいたましい犠牲者の思想と行動』日本文教出版株式会社昭和36〔1961〕年

21) 吉岡金市・木村竹尾・森山誠一・木村壽（編）『森近運平研究基本文献（上・下巻）』同朋舎1983。

し、葡萄・苺・トマト・ナス・キュウリなどを栽培していたが、明治43 [1910] 年6月 (29歳)、刑事警察によって捜索・拘引され東京へ護送され、明治44[1909] 年1月24日東京監獄の絞首台で刑死した (30歳)。大逆事件による12人の刑死者の一人であった。

著作には『産業組合手引』(明治37 [1904] 年4月 吉田書房)と堺利彦との共著『社会主義綱要』(明治40 [1904] 年11月 鶏声堂)があり、また多数の新聞への寄稿とコラムがある。

ここでは社会主義者としての森近運平を追うのが目的ではなく、柳田國男の産業組合論との関わりに焦点を合わせている。著作の一つが産業組合論であったが、それにつながるような種類の関心は早くからだったらしい。すでに、明治27 [1894] 年6月 (13歳)に夏祭りの際、近所の子供たちに積立講を進め《森近の講》と呼ばれた組織らしきものを作り、自分で帳面をつくって管理していたが、子供が金銭を扱うのは問題があるとして家の大人を名義としたのが信用組合との関係の最初であった。これは死刑宣告の後、獄中で家族に当てて書いた未完の「回顧三十年」に綴られており、本人には殊の外思い出深かったようである。また高等小学校上級であった明治28 [1895] 年 (14歳)には小遣い銭の中から工面して「大日本實業學會」の講義録(農科)を購読して独学を始めたほど、知見を広めることには熱心であった。

なお幸徳秋水と堺利彦らの「平民社」の機関紙『週間平民新聞』の第一号が発行されたのは明治36 [1903] 11月15日であった。森近運平は、その最初期、あるいは程なく購読を始めたと考えられる。一購読者にとどまらず、明治37 [1904] 年初から、同新聞に寄稿もしており、上記「地主と小作人の戦争」、次いで「岡山社会主義者茶話会」(『週間平民新聞』20号 明治37 [1904] 3月27日刊)、そして「岡山平民新聞読書會」(『週間平民新聞』23号 明治37 [1904] 4月17日刊)でこの読書会の報告記事において《以後本会を「岡山いろは俱樂部」と稱する事》とある。その記事には、会の出席者が19人であったとして出身地域と職業別の任数が記されている(メンバーの実名は後に特高によって特定され、それをもとに今日では氏名が判明している)²²⁾。また報告には《当日田岡嶺雲氏も出席された》とある。田岡は早く『萬朝報』の記者をであったが、この時期には岡山で発行されていた『中国民報』主筆であった。

c. 柳田國男への言及

次に、産業組合論に絞って、森近運平の文章と、それと重なる時期の柳田國男のその関係の文章の書誌データを挙げる。両者が絶えずからんでいるわけではないが、交叉したことは確かであり、その様子をうかがうためである。

22) 吉岡『森近運平』(前掲注15), p.210-213. には人名表が載せられている。

柳田國男「生産組合の性質に就いて」『大日本農會報』第240号（明治34〔1901〕年9月刊）

森近運平「信用組合の効果を論ず」『岡山県農會報』38号（明治35〔1902〕年7月15日）
（小見出し）信用組合は小農家に金融を與ふ、土地兼併を防止す。信用組合は貯蓄を奨励す。信用組合は他の農業金融機関を助く。信用組合の道德上に及ぼす影響。

柳田國男『最新産業組合通解』（明治35〔1902〕年12月刊）

森近運平「産業組合摘要」『岡山県農會報』54号（明治36〔1903〕年11月15日）（簡単な緒言の後）第一章 産業組合の本体、第二章 組合の必要なることを論ず

同 「産業組合摘要」『岡山県農會報』55号（明治36〔1903〕年12月15日）第三章 組合の事業及利益 第一節 信用組合

同 「産業組合摘要」『岡山県農會報』56号（明治37〔1903〕年1月15日）第二節 販売組合、第三節 購買組合

同 「理想 道德的農事改良」『岡山県農會報』56号（明治37〔1903〕年1月15日）

同 「産業組合摘要」『岡山県農會報』58号（明治37〔1903〕年3月15日）第四節 生産組合及二種以上を兼ねたる組合

同 「産業組合摘要」『岡山県農會報』59号（明治37〔1903〕年4月15日）「産業組合摘要」（小見出し無し 柳田國男への言及）

同 『産業組合手引』（明治37〔1903〕年4月刊）

柳田國男「小作料米納の慣行」（明治40〔1907〕年1月 愛知県農會での講演 明治43〔1910〕年12月『時代ト農政』に収録）

小作組合と小作料金納は、森近運平の産業組合論における最も目を惹く項目であるが、それは柳田國男の見解と接すること無くしてはあり得なかつた面がある。それは上に挙げた「産業組合摘要」『岡山県農會報』59号（明治37〔1903〕年4月15日）「産業組合摘要」の聯載の最終回において明言されている²³⁾。

生産組合を応用して小作人の組合を設け、団体の実力と信用とを以て大に資力の養成につとめ、地主の利益を害せずして小作人の独立を図つたらよからう。是は柳田法学士の説であるが、僕の大に賛成する所だから一言紹介して置きたい。先ず幾人かの小作人が組合を設けて、田畑と言ふ産業に必要な物を地主より借り入れる。此場合一個人而かも貧乏な小作人の一人が地主と契約するとは違ひ、多人数団体の信用を以て行くのだからして、地主も面倒はなし安全でもある所から割安に貸するであろう。で組合では其土地を適宜各組合員に小作さして小作料を収入する。恰も海岸地方の一

23) 『森近運平研究基本文献（上巻）』（前掲注14）、55-57, here p.55-56.

部に行はるゝ、小作受負人の仕事を、小作人の土地使用組合即生産組合でやる迄の事である。そうして組合と地主との間には充分堅い約束をして置いて、年の豊凶に拘はらず一定の借地料を払はねばならぬ。又組合と組合員との間では凶年には相当値引きしてやり、豊年には充分の積立てが出来る位の小作料を定めて置く必要がある。進んで組合は右の土地に対して永小作権を設定するならば、一層安全確實であろう。

なんと右の如きことは実行出来ぬであろうか。……

この提言は、一読して分かるように、柳田國男の教説を咀嚼したところに成り立っている。永小作権への言及も柳田國男の踏襲と思われる。なお『岡山県農會報』に連載された「産業組合摘要」は、『産業組合手引』に比べて、くだけた語り口で具体例もよく挙げられている。たとえば連載の三回目の『岡山県農會報』58号では、養蚕農家と養豚農家を例にとり、特に后者では神戸の仲買業者に安く買叩かれているのを農家が結束して自ら販売を行なうことによってまっとうな利益を得るべしと説いている²⁴⁾。

しかし先に挙げた書誌データからも明らかなように、森近による産業組合への注目とそれを一般の知見にまでひろめる試みは、柳田國男の『最新産業組合通解』よりも半年も早く着手されていた。したがって柳田國男の影響とは無関係であった。が、明治36 [1903] 年11月から連載が始まった「産業組合摘要」は、その一年以上前の「信用組合の効果を論ず」とは少し違って法律の要点の解説であることを見ると、『最新産業組合通解』に刺激された可能性はある。と共に、それまでに独自に勉学を重ねていた成果であろうが、信用組合と郵便貯金の違いを説いたり、農工銀行法や登録税法に言及したり、さらに何よりもこなれた文章で貸付の仕組みや販売組合や購買組合の活用について具体例を挙げて説明しているのは、教科書を下敷きにした執筆とは思えない。そして最終回に生産組合を扱うにあたって（これは産業組合の種類からもその順番でよいのだが）柳田國男の生産組合の解説に骨子をもとめた説明になる。またその最終回は明治37 [1903] 年4月で、『手引』の刊行と同時期である。「産業組合摘要」の最後には、《法律上の手続きや帳簿其他の事項は、拙著『産業組合手引』をご覧ください》とある。それらを勘案すると、『最新産業組合通解』を読んだのはかなり遅かったのかも知れない。ただし、『手引』は先に引いた生産組合の項目において柳田國男の論説を反映させており、また同書巻頭の岡山県知事松垣直右の「序」は明治37 [1903] 年3月であることから、その前に成稿は存在していたであろう。

もう一つ気になるのは、農政家柳田國男の最初の論説「生産組合の性質に就いて」を森近運平が知っていたかどうか、である。一般性に乏しい専門誌であるものの、『大日本農會報』は中央の機関誌であるために、少なくとも日本全国の県庁あるいは県の農政局や民政

24) 同, p.54-55.

局、あるいは帝国農會の地方組織（ここでは岡山県農會）には配布されていたか購読されていた可能性が高い。ちなみに森近運平は、すでに高等小学校期の14歳の時には小遣い銭の中から工面して「大日本實業學會」の講義録（農科）を購読して独学を始めたほど知識の吸収には熱心で、目配りに余念がなかった。また産業組合は県庁に職を得る前後から特に関心を寄せていたテーマで、加えて柳田國男のその論文は産業組合をめぐる中央の議論の一角であったために、通常の報告記事よりも話題性があったであろう。とは言え、これについては何とも言えない。なお柳田國男の「生産組合の性質に就いて」は、一見瑣末な事項や概念の検討のように見えるが、その趣旨は、中小の農商工業者があまり杓子定規にならず、むしろ工夫をこらして活用するのが法の意図と説くことにあったのである。

d. 社会主義の視点

森近運平は、短い人生の最後の数年は主に社会主義の活動家であった。それ自体はここでの話題ではないが、『産業組合手引』を執筆していた時期には、柳田國男の教説に惹かれるのと並行して社会主義への接近も始まった。先に略年譜でチェックしておいたが、明治37年の三月までには『週間平民新聞』の購読者の集まりを組織していた。それどころか、同年1月の同紙11号には「地主と小作人の戦争」を寄稿している。これを言うのは、柳田國男の論説は、小作農が組合をつくって地主と交渉するという考え方でも、それが双方の利益に合うことが本質的要素となっており、森近の小作組合の構想もそれに沿っている。しかし現実には、それが通用するものであったかどうか疑問である。そういう面から書誌を探ると、森近運平は「産業組合摘要」の連載の3回目を載せたのと同じナンバー（『岡山県農會報』56号 明治37〔1903〕年1月15日）に異なった観点からの別の寄稿をしていることが目につく。「理想 道德的農事改良」というタイトルで、『悪運子』というペシミスティックなペンネームを使っている²⁵⁾。

……他人の痛を覺りて之を以て他人を捫る者不鮮矣。彼等思へらく、「小作人等如何に収支相償はずと雖も、一朝業を罷めば、他に転ずるの資を有せず。且つや愛郷の念猶未だ盛なり。遂に饑餓を免れ得ざらん。若しそれ小作人をして少しく貯蓄あらしめば、北海道に行かん、外国に行かん。吾等の損失蓋し明かなり。如かず今に当て大に窮し収斂し以て余力あらしめざらんには」と。即ち手を下して行ふ所を見るに、一時の損失を賭して多数の労働者を他方より雇ひ來り、大に自作の勢を示し、以て一大虚喝をなし、或は小作料の減額を請求するの地は荒蕪に屬せしめて顧みざるの風を装ひ、以て小作人をして餓死と極貧との自由選擇をなさしむるなり。これ豈良心のある

25) 『森近運平研究基本文献（上巻）』（前掲注14）、pp.57-58, here p.58.

者の所爲ならんや。……

世に盜賊なる者あり。暗夜人目を忍んで財物を奪ふ。国法の之を罪すること厳なり。而かも彼等の多数は衣食に乏しく居に家なきの輩なり。徳義の一端をも弁えざる地主に至ては然らず。大廈に住し絹布を纏ひ酒を飲み妓を弄す。門前に請願巡查を駐在せしめ得べく、議員となりて国政を議し得べし。而して白昼公々然として虚喝を行ひ貧者を圧迫す。他人の痛所を察して之を捫る。法律上より見れば晴天白日の如く、道徳上より論ずれば強盜よりも甚し。

吾人の見地よりすれば小作料問題は經濟問題に非ず。道徳問題なり。満天下の地主諸君、若し道徳の重きを知らば三省する所あれ。再言す、巨艦海に満ち兵馬野に溢ると雖も民に徳なくんば国亡びん。

正に明治の秀逸な憂国の青年の文である。しかも美文に終始するものではなかったらしい。同時期、森近運平は、『週間平民新聞』（11号 明治37 [1903] 年1月24日付）にも同じ報告を載せており、その実事件であることを記し、弱みを衝いて貧民を捫る地主の実名をも挙げています。これは記事の全文を挙げよう²⁶⁾。

地主と小作人の戦争

当県下は一般に小作米甚だ高く、終歳管々として一町歩の二毛作田を耕す小作人にも、平年に其の得る所僅かに米3石乃至4石、及裸麦8石乃至10石にして其中より肥料代、農具農舎の損料、及牛馬の飼養費を引去り、其余を以て一家五口を糊する次第なれば、其の困難云ふまでもなきことなるが、昨36年度より県令を以て米製改良を實行せしめらるゝことゝなり、小作人の苦痛益々高きを加へたれば、彼等は此際を機とし団結して、地主に小作料の減額を逼るに至りしに、地主等は集会協議して「改良に関する手数料のみを小作人に与へて小作料は従前の通り納めしめん」と決し、小作人の多く之に満足せずして同盟罷業の途に出でたるが、地主の一部分は他より労働者を傭ひ入れ、非常の損失を忍んで自作を實行（勿論永久自作の考あるに非ず一時の虚喝なり）して之に当り、又他の一部分は小作人の閉口するまで田地を荒廢せしむるの策を執るに至れり……[ママ]。地主の小作人に対する右の二策中、前者に妙を得たるは浅口郡の小野某、後者に長ぜるは英田郡の多額納税者豊福某とて村会議員の半数を一人にて任命 — 選挙にあらず任命なり — し、広大なる山林の植付人夫数百名を監督するに請願巡查を以てせんと企つる大旦那大籠棒…… [ママ]。

嗚呼吾等は何時まで地主制度の下に泣かざるべからざる乎。（岡山県 悪運子）

26) 同, p.83.

《大籠棒^{べら}》は大泥棒と言い当てれば名誉棄損の筆禍を招くが故の工夫と思われる。かく『週間平民新聞』の購読に仲間を募り、自ら寄稿にも進んだのであるから素地はできていたのであろうが、なおこの時期には社会主義運動の指導者とは直接の交流はなかったようである。一方で、柳田國男が説くような、地主も利益の確実であることを覚って小作人組合のもとめる小作料の値引きに応じるといような双方が納得のする方法をなぞって、《なんと右の如きは実行出来ぬでろうか》とも問うていたのである。したがって明治37年前半、『産業組合手引』を上梓した前後の時期の森近運平は、どちらの方向に進んでもおかしくない分かれ道に立っていたと思われる。その何れに傾いたかについては、精度は高くないが、ともかく証言が残っている。吉岡金市は、その当時の森近の知人の回想を引用しながら次のように綴っている²⁷⁾。

協同組合 — 当時の産業組合は、森近が社会主義へ「転向」する第一歩でもあつた。それは、岡メモによれば、《明治36 [正しくは33] 年に産業組合法が出来て、その指導員の講習会が農商務省に開かれた時、岡山県庁から鈴木と森近が選ばれて上京したものだ。これが、彼の悪運に魅了された動機なので、考へて見ると、人間の運命なんて実に変なものだよ》。森近らは、《裏神保町に下宿してたので、ある晩、錦輝館で開かれておつた社会主義の演説会に飛込み、幸徳秋水の熱弁に感激したのが、森近の（社会主義への）転向の第一歩サ。早速若い血を涌して、その時分、土手三番町に居つて幸徳の家を訪ね、その機関誌『光』という雑誌の帯封を貼るのを手伝いながら、主義の講義に耳を澄ましたり、議論を斗はしたりし始めたのだ。さあそうなると、講習会へは足は向かない。朝から晩まで幸徳の家へ往つて、農商務省へは顔も見せないのだ。一緒に行つてた鈴木が心配して忠告すると、あんな眠たい講義を聴かなくても『産業組合汎論』を読んだ方がよく判るよ、と云つて、テンデ相手にしない。それでも、岡山（県庁）へ帰つて来ると、鈴木より確固とした理屈で、上司を煙に巻いたのだから、ヒドイ奴だよ。尤も、これ以来、彼は社会主義を口にするようになった》（岡長平、岡山盛衰記、145-6頁）という。

— 吉岡金市『森近運平』 p.146-147.

ここでその回想メモが引用される岡長平は、岡山県の郷土史家で、明治23 [1890] 年12月14日に生まれ、昭和45 [1970] 年12月1日に没した。なおこの文章では森近の上京がいつであったが定かでないが、その後の研究では明治37 [1904] 年7月13日に上京したことが判明

27) 吉岡『森近運平』（前掲注15），p.146-147.

したようである²⁸⁾。したがって上京の3か月前に森近は『産業組合手引』を世に問うていた。それを加味すると岡の記述は不整合な感じをあたえるが、又聞きで綴っている上に、森近のその手引書にも関心があまりなかったのであろう。『産業組合汎論』という書名はうろ覚えによるかとも思われ、実際は平田東助の『産業組合要義』の可能性が高いが、あるいは柳田國男の『最新産業組合通解』、あるいは森近の自著だったかも知れない。

その後、吉岡は、『明治大正農政経済名著集4』（昭和52 [1977] 年）の「月報」において、一聯のできごとの前後関係をさらに詳しく特定した²⁹⁾。

森近が農商務省主催の産業組合講習会に出席して、幸徳秋水や塚利彦に近づいたのは明治37年7月で、森近が『産業組合手引』を出版した明治37年4月よりあとのことである。

これよりさき森近は明治35 [1902] 年7月号の『岡山県農会報』（38号）に「信用組合の効果を論ず」をかき、つづいて『産業組合摘要』を同会報54号（明治36 [1903] 年11月）から58号（明治37年3月）まで連載しており、それをまとめたものが、明治37 [1904] 年4月刊の『産業組合の手引』であったのだから、森近の『手引』は社会主義とは無関係にかかれたものだったのである。

それにもかかわらず森近の『産業組合の手引』には、「小作人を中心とする生産協同組合」の構想がのべられているのは何故か。ここに社会思想上の重大な問題があるのである。それは明治36年5月16日岡山県参事会決定の米穀検査規則の草案作成に参画した森近は、岡山県の米穀検査を通じての地主と小作人の利害相反の矛盾を痛感し、八月県下各郡役所に米穀検査出張所をおいて実施した結果をふまえて、明治37年1月の『週間平民新聞』（第11号）に、「地主と小作人の戦争」と題して、地主制度、米穀検査制度の批判を投稿し、2～3月には岡山監獄の教誨師作業鷲尾教導人と共に「平民新聞読書会」を組織し、その読書会を中心として4月には「岡山いろは倶楽部」を結成して第一回の会合をひらき、「非戦論」、「貧乏救済策」、「社会問題の原因田舎にあり」という説、「社会主義に対する見解」等を話題にしていることでもわかるように、当時の森近は典型的な「人道主義者」だったのである。

明治年月刊の『産業組合の手引』は、このような森近の思想的背景の下にかかれたものである。それから3ヶ月後の7月3日農商務省主催の産業組合講習会出席のために上京して、社会主義者の幸徳秋水や塚利彦との交わりがはじまって、《社会主義者森近運平》に成長していったのであるが、森近が『産業組合の手引』の広告を『平民新

28) 『森近運平研究基本文献（下巻）』（前掲注14）年表：p.883-910, here p.890.

29) 吉岡金市「『産業組合手引』前後の森近運平」『明治大正農政経済名著集4』（昭和52 [1977] 年）「月報」

聞』明治37年37号(7月24日付)に出しているところをみると、森近のこの『手引』が、「同志たち」にも高く評価されたようである。

この後、森近運平は、社会主義活動家への道を歩んでいった。

10. 現実と照らし合わせると

図らずも日本の近代史における悲痛なできごとに触れることになったが、それは、柳田國男の産業組合論の現実性の如何を測るためである。つまり、柳田國男が説いたような方策は果たして可能だったのだろうか、という問いである。そのためには、僅かなりとも小作争議の実情に目を走らせなければならない。

a. 日本農民組合の運動

小作農に限定された組織ではないが、小作農の利害に強く留意した運動としては、やはり賀川豊彦(明治21[1888]年-昭和35[1960]年)と杉山元治郎(明治18[1885]年-昭和39[1964]年)によって「日本農民組合(日農)」が大正11[1922]年に結成されたのが大きな節目になった。賀川は神戸に生まれ、プロテスタント神学を学び、神戸の貧民街で伝道をはじめ、また留学したアメリカではユタ州の小作農の運動に参加した経験があった。杉山は大阪出身で、東北地方で牧師として伝道と農業指導に従事した。両者は1920年から大阪を拠点に活動を共にするようになった。「日農」は発足からしばらくして分裂などを起こすが、運動は進められた。その理念や特質は杉山の『農民組合の理論と実際』(大正14[1922]年7月 科学思想普及會)³⁰⁾において知ることができる。賀川と杉山の運動はキリスト教の理念をバックボーンにしており、社会主義とは一線を劃していた。思想面では、デンマークの農村・農業改革者グルントヴィ(N [ikolaj] F [rederik] S [everin] Gruntvig 1783-1872)に指針をもとめたところがある。農業立国デンマークの基礎を据えた宗教家である。また組織のあり方では、主にアメリカの「農事協会」(Farmer's Union)をモデルとした。今日では当該分野に限った話題の場合は「ユニオン」と訳されることが多く、19世紀半ばから後半の時期のアメリカにおける農民組合の紆余曲折の後たどり着いた組織である。今日の主流である「米国農業会連合」(American Farm Bureau Federation: AFBF)の元になった組織でもあるが、その「農事協会」の様相について、杉山は要点を紹介した。たとえば、その「生産組合の設置」の一節である³¹⁾。

30) 杉山元治郎『農民組合の理論と実際』(『明治大正農政経済名著集18』昭和52[1977]年)所収

31) 同, p.114.

我等もアメリカの農事協会の様に穀物の市場販売から輸出、金融其他一切を米作り自身の手にて経営する様にせねばならん。小作料の引下げ位ならば一村或は一部落が団結しても出来やう。併し米の生産販売と云ふことには単に一府県や一九州一四国だけの団結では駄目である。少なくとも日本の二分の一位の米作りが一同とならねばならぬのである。我々が全国的に農民組合を作る所以も亦此処にあるのである。我々は地主に対し米の代りに金で小作料を納め、米は農業倉庫に入れて置けば良い。地主に払ふ金、或は時に必要なる金の為には蔵入証券で金を融通する。其れ位の団結が出来れば政府でも、銀行業者でも金を出すのである。故に金の心配をする必要はない。団結すること第一、米作りの組合を作ることが何より大切である。農業倉庫も今は地主と商人のものであるが、我々のものとして利用する。米の価値が生産費まで来なければ庫の戸を開けない、今日多くの実業家が引き合はぬ時に採業を短縮し、或は滞貨して価値の吊上げをするのが経済的常套手段ならば、我々米作りが生産費まで売らぬと庫の戸を閉じることは決して罪悪ではないのである……

農民が組合を作るということだが、農民運動の趣旨からも小農や小作農である。注目すべきことに小作農が団結して地主と交渉して金銭で小作料を払うようにすることが説かれている。柳田國男の論説とつながりがあったかどうかは不明で、おそらく直接の関係はなかったと思われるが、ここでも小作料金納が掲げられる。

なお賀川も杉山も戦前の激動を生き抜いて戦後にも活躍した。賀川は国の戦時体制にある程度協力的で、終戦直後に貴族院勅撰議員となった。天皇制の強い支持者でもあり、戦後その参加した「日本社会党」の結党大会において天皇陛下万歳三唱の音頭をとって左派と軋轢をきたした。ノーベル平和賞に何度もノミネートされた他、清水安三と志をともにして桜美林学園初代理事長を務めた。また杉山は「日本社会党」の結党にたずさわって国会議員となり、野党第一党に割り当てられる衆議院副議長をも務めた。

b. 香川県伏石の小作争議と弁護士若林三郎

柳田國男は、一国の経済が順調に歩むためには、国の関与と国による制限がもとめられることを屢々説いた。一般論としてはではあるが、農業を念頭に置いた見解でもあった。たとえば講義録『農政学』第6章「農業分配政策概論」の一節では、各種利害の調和についてこう説いている³²⁾。

この調和たるや彼の自由放任の經濟學者が信ずるが如き無爲放任の下に漸次に歸着

32) 『農政学』（定本16）、p.269.

すべき自然の状態に非ず、人間の判断判断と努力とに由りて始めて到達し得べき理想的の境界ににして、又實に我が經濟政策學の極致なり……自由競争の下に於ては、人は急激に零落し又急激に富を増加せり、集積せる資本の力は、法律の掩護を須たずして、自由契約の名を以て他の資本無き人民を圧迫することを得たり、……是に於てか彼等は圧迫を援助すべき法制の廢罷を主張したるのみならず、猶特に自己の地位を保護するが爲に、国の積極的政策を希望するに至れり、此の如くにして不當なる放任は不當なる干渉よりもより多く嫌惡せられ、貧弱なる労働者に非ざるものまでが、自由なる競争を爲すよりも、却りて法律の後援の下に其利益を講ぜんとするの風を生じ、政策を實行すべき國の機関は再び甚多事となれり、

また、(繰り返しになるが) 柳田國男は「小作料米納の慣行」において、金納化のメリットを様々に説き及んだ。小作組合のような集団を作らなくても、現在の微小な小作農でもそのメリットは享受し得るとまで論じたこともあった³³⁾。先ほど目を走らせた杉山元治郎の手引書でも、「生産組合の設置」においてそれが説かれているが、こちらの方は農民運動の目標としてであった。しかし、それはどの程度の現実味をもつものであったろうか。その如何を知ることができるのは、実際の運動の経緯であろう。それを如実に教える一例がある。「日農」が結成された年に始まった小作争議で、世に伏石事件と呼ばれている。以下では、『明治大正農政經濟名著集 18』の巻頭に置かれた農業經濟學者大島清(1913年3月31日-1984年5月15日)による解題に従い、また原資料をも幾つか拾いながら概略を記す。

大正11 [1922] 年6月、香川県香川郡太田村伏石(現在の高松市伏石町)の小作農150人が40人の地主を相手取って、小作料の永久2割~3割減を要求したところ、地主側の拒否にあったことから争議が始まった。小作農たちは要求額を自主判断で差し引き、小作料の7割~8割を内納し、また地主が要求を呑むまでは裏作麦の耕作は同盟して行なわず、従って麦小作料は納めないことを申し合わせた。小作農たちは、香川県の日農運動の指導者、前川正一と連絡をとることができ、近隣の小作農をも誘って翌大正12 [1923] 年3月に「日農伏石支部」(組合員300人)を結成した。その年の暮、組合は改めて小作料永久3割減(2割5分~5割減)の要求を出し、要求が容れられるまで小作米は農民側が共同保管することとし、後にはそれを現金に換えて不納同盟を結んで管理した。それは当時の「日農」の争議戦術の常道であった。

これに対して地主側は、山田という強硬地主を中心に80人の地主が「伏石松縄地主協同會」という地主組合をつくって組織的に對抗した。大正13 [1924] 年3月、「地主協同會」は、小作料請求の訴訟を起し、同時に農民の動産仮差押えを行ない、さらに同年11月に

33) 「小作料米納の慣行」(定本16), p.154.

は8ヘクタール余の水田の稲立毛の差押さえを強行した。立毛は刈取り前の作物を言うが、その稲立毛^{いなたちげ}は競売に付され、それには地主・小作人ともに参加した。大部分を農民が競落したが、農民のうち4名の稲が地主の競落するところとなった。農民は地主にその稲を落札値で譲るように懇請したが、地主は20%の手数料を支払わねばならぬとして要請を拒否した。折から暴風雨があり、立毛のまま耕地に稲を放置すれば自然災害の危険もあり、また鳥獣害による減収の危惧もあった。さらに麦播きが適期を失する恐れもあるため、農民側は地主に早く刈り取るように要求したが、これも断られた。その間、年老いた一人の農民が稲の差押さえに逆上して、無意識のうちに差押えの標札を引き抜き、そのため差押標示破棄罪に問われた。

なお争議が始まって「日農」が関わった頃から日農顧問弁護士の若林三郎が「日農香川県聯」付となって農民の相談に乗っていた。若林は明治28〔1895〕年10月21日に長野県小縣郡上田町に生まれ、明治大学専門部特科目を卒業し、大正9〔1920〕年に弁護士試験に合格し、翌年東京弁護士会に入った。大正11〔1922〕年から大正13〔1924〕年までヨーロッパに留学し、帰国後、高松市に住んで弁護士を開業した。賀川豊彦に会って、日農顧問弁護士となっていたのである。

稲立毛の競売が行なわれた大正13〔1924〕年11月28日の夜、若林弁護士は、日農坂本支部の幹部大林熊太の相談に応じて、民法の「事務管理」規定を適用すればよいと答えた。こうして、小作人が稲を刈り取って刈取り費用を地主に請求し、支払いを受けるまでは「留置権」を行使してそれを補完するという組合の方針が決まった。若林弁護士は確信を以てその行動の合法性を説き、小作農民らは若林を信頼して平穩に行動した。翌11月29日、小作農による稲刈りが行なわれた。稲の刈り取りには警官も立ち会ったが何事も無く終わった。組合側は、当該小作農地の農民名義で、12月1日付で書留内容証明郵便を以て、地主側に《刈取運搬費用の外、麦播遅延並風害ニ因ル損害金》と《保管費用一日宛金2円》を請求した。

数日後、12月5日、多数の小作農民と組合幹部が一斉に検挙された。それを心配して奔走していた若林も同月15日に検事局に召喚され、また前川正一（日農中央委員・加賀県聯会長）は、大阪で開催中の日農中央委員会の席上逮捕された。なお3月13日に釈放された小作農民植田平太郎は翌々日の大正14〔1925〕年3月16日早朝に予審判事の取調べの不当性について高松市で弁護士に聴取してもらい、それ以後、行方が分からなくなった。3月20日に村人総出で探したところ、自宅近くの小さな森の中で縊死しているのが発見された。他の多くの関係者は100余日の拘留後、大正14〔1925〕年3月29日に予審は終結した。若林・前川・大熊らは窃盗教唆罪に、他の農民は窃盗罪として起訴され、高松裁判所の公判に付される旨言い渡された。

予審終結の翌日、日農は伏石事件の真相を公表し、取調べあたって予審判事等検察当局

の人権蹂躪を糾弾する旨の声明を発表した。東京弁護士会と大阪弁護士会は事件を重視して真相究明に動き出し、伏石事件は全国に波紋を惹き起こした。事件の中心人物、若林三郎弁護士は大正14〔1925〕年4月3日、上京の途次、車中において自殺を図り、事件は世間の耳目を集めた。

大正14〔1925〕年7月17日、高松地方裁判所において公判が行なわれた。当日、自由法曹団に所属する松谷与二郎・吉田賢一・細迫兼光・水谷長三郎・古谷貞雄らのほか、花村四郎・橋橋互ら有志弁護団を、一千余名の農民組合員が蓆旗を立てて高松棧橋に出迎えデモ行進を行なった。弁護団・農民代表・若林らは自殺した植田の墓参をすませ、市内で演説会を開いて公判に臨むにあたって意気込みを示した。公判開廷にあたって、法廷周辺には多数の警官が動員され、弁護人や傍聴者まで裁判所入口で誰何されるなど嚴重な警戒であったため弁護団はその解除を要求したが、裁判長はこれを拒否し、27名の弁護団全員の退廷によって公判は翌18日に持越された。同日夜、高松市内で開かれた演説会では農民と共に弁護士数名も検束される騒ぎとなった。

判決は大正14〔1925〕年9月7日に行なわれ、若林・前川は懲役10カ月、大林は同8カ月の実刑、その他19名は4～6カ月の懲役（3年執行猶予）であった。罪名は窃盗教唆または窃盗であった。控訴・上告の結果も一審通りで、判決は昭和2〔1927〕年6月14日に行なわれて刑は確定した。

なおこれらの一聯の経緯は若林三郎が裁判記録一式を揃えた著作『農民運動と高松事件』（大正14〔1925〕年6月28日 長越信陽堂）³⁴⁾を編み、同書は植田平太郎の霊に捧げられた。植田が自殺したことについては、同書に「植田平太郎氏自殺の顛末」の項目の下に3通の「聴取書」が収録されている³⁵⁾。一通は本人が3月16日高松市内の旅館に赴いて立合い人を立てて弁護士古谷貞雄に供述したもので、予審の様子を語っており、それによれば、若林弁護士の鑑定により民法の規定に従って稲刈りの手伝いをしたが予審判事からは《盗ム意志ガアッタト云ハネバナラス様ニ云ヒマカサレテシマイマシタ。私ガ盗ム意志ガナカッタト云フトソウトシタラ何時迄モオ前ハ監獄ニ入レテ置クト云フテオドカシマシタ。……》。《予審判事サンノオ調べハ何時モ時間ガカ、リマシテ夜ノ十一時頃ニナッタ事モアリマス。随ッテ頭ガ変ニナリ充血シテシマイマシテ思ハヌ事ヲ申シマシタ》とあり、また植田の連れ合いが弁護士に陳述したところでも《出獄シマシテカラハ口癖ノヨウニ腹ニモノイコトヲ調べラレタノガ残念ジャト申シ繼ケテ居リマシタ》、《出獄シマシタ時ニハ精神ガ非常ニ衰弱シテ居ル様子デシタガ只ダ裁判所デ無理矢理ニ白状ササレタノガ残念タト言フコト許リヲ言ッテ居リマシタ》とある。植田の従兄弟が弁護士に行なった陳述も同様で、事実

34) 若林三郎『農民運動と高松事件』『明治大正農政経済名著集18』（昭和52〔1977〕年）所収

35) 同、p.282-267.

でもない事を言わされたのが情けないと言っていた様子がやや詳しく綴られている。— 植田平太郎の自殺は、こうした事情によるものであった。

なお弁護士若林三郎は刑の確定後、昭和2 [1927] 年7月から服役し、翌昭和3 [1928] 年2月26日に出獄した。出獄した若林は、妻子と3人で東京・牛込の親戚方に落ち着いたが、同年3月1日、娘（潤子、2歳）を道連れにして自刃して果てた。

（小作農民の生活状況）

若林の著作には、係争の記録を収録するに先立って、「農村の概況」などの説明が入っている。その見聞による農民の生活は以下のようであった³⁶⁾。

農村疲弊の声は随分世間にやかましい。足一步農村に踏み入れて断え間なき労働と搾取とに疲れた小作農民と起居を共にする時、疲弊せる農村を一層切実に味ふ事が出来る。彼等の生活を見よ！蛮族も住むまじき小屋に起き臥し、多勢の家族を擁して粗末と云ふも愚かな、ポロと垢の着物に包まれ……自ら米を作り乍ら年中其胃袋は空である。又自ら米を作り乍ら光沢のある、油ぎった米を食ふ事も出来ないのである。彼等の食物はクズ米である。……

何故一般の百姓は此の様に哀れにも貧乏である？ ……百姓の貧乏は農業知識の欠乏に因由するものではない。彼等の一ケ年の小作収入を見よ！ 1反歩2石4斗位が平均収穫高であるのに、1反歩の小作料は正に1石5、6斗が平均である。殊に甚しきは1反歩2石3斗の小作料を取りて、ある地主も希でははない（香川県善通寺地方）。此の様な小作人は手に藁さへも残らない。……彼等の生活は養蚕やサナダの如き副業に依ってのみ支えられて来た訳である。副業は一家すべて是に当たるので、それが為五、六歳になるかならぬ少年少女も、腕白盛りのいたづら小僧も、既に幼年労働者として家庭経済の中に織り込まれて居る。以上の如くであるから、良い方で一般小作人の手取りは1反歩僅かに8、9斗に過ぎない。2石4斗の収穫を得る為めには肥料も要る、修繕費もかゝる、人夫も雇はなければならないし水利費も少くない。……学者の統計を引く迄もなく是で百姓が食って行けるかどうかは、目のこ算でもはっきりしてゐる。香川県に於ては5反以上を耕作してゐる小作人は先づ希である。……

これに続いて、『伏石村に於ける収支計算表』として「田地1反収支計算表」が5頁にわたって記載されている。さらに「地主小作人の対立」、「農民組合と官憲」の記述もあり、小作人が小作料減額要求を行なつて小作料を留保したことへの対抗として地主側が行つた動産

36) 同, p.151-152.

差押さえでは、雨戸・障子・畳・仏壇・牛・農業用の荷車までが持ち去られた様を綴っている。また「日農」の組合員になるのを阻止するために村の駐在巡査が小作人を各戸訪問したことも言及される。

c. 《孤独なる荒野の叫び》と《純経済論》

こういう事例と突き合わせると、柳田國男が、小作組合が地主から有利に農地を借りる構想を説き、それが両者共に潤いを得ることになるとの論は、現実とはかなり逸れていたといわなければならない。とは言え、ヴィジョンとしてみるならば、それはそれで意味がなかったわけではない。つまり、実効的であるための手立ては欠落しているが、どうあるべきかについて大まかな青写真を示すことになったのである。その点で、先に引いた戦後の代表的な農業経済学者の柳田評は、その二面性を言い当てていたように思われる。すなわち柳田國男は、長い目でみれば農地改革など戦後の農業改革の先駆者と言える面もあるとして、次ように綴っているからである³⁷⁾。

この「先駆」なる表現は誤解される恐れがある。これはまさに今日から見て問題としている思想の源を探っていくと発見された意味での先駆であったが、しかし他面において氏自身の書物が果たして其の出版の当時において他に対して直接の影響を与えて後継者をして例えば農地改革を实践せしめ、法社会学を展開せしめたという意味では毛頭ないのである。柳田氏の言論はまさにただ孤独なる荒野の叫びとしてのみあったのである。

この《孤独なる荒野の叫び》はその後、柳田國男を稀有の先覚者として尊ぶときのキャッチフレーズようになっていった。が、元の文脈は、現実とは噛み合わなかったという側面の指摘を併せていた。これが書かれた1961年初めと言えば、『定本柳田國男集』の刊行を目前にしており、また本人の待望していた最後の名著『海上の道』がまもなく上梓という時期であった。高齢の様子もうかがえ、評価への動きの風潮のなかで雑誌『文学』のその号は特集された。孤高の予言者めいた持ち上げ方をされたのも記念号であれば無理はなく、米寿を前にしたねざらいでありお愛想の要素もあったと考えられる。それは同じ小文の中で、柳田國男を小作料物納への唯一の批判者と評し、その金納の主張が稀有であったとした段落の最後を東畑が次のようにまとめていることからもうかがえる³⁸⁾。

37) 東畑精一「農政学者としての柳田國男」『文学』1961, 1, p.40-45, here p.44.

38) 同, p.42.

氏の批判は単なる便宜論でもなくまた政策論でもなくて、純経済論であった。

単なる便宜論とは(根本的なものではないが)直ちに実行可能な提言、政策論とは法令化を含むアクションプラン、純経済論とは実効性を横に置いた学説ということになるだろう。

何度も言うことだが、筆者には、柳田國男を過小評価する意図はない。ただやや特殊な状況で言われた《孤独なる荒野の叫び》を今日に言い立てることが柳田國男を正しく評しているかどうか疑問に思えるのである。柳田國男の生涯は理解者を得ない孤独とは逆のものであった。民俗学者としては言うまでもないが、農政学者としてもまったく無視されていただけではなく、相応の反響を得ていた。むろんたちまち喝采を以て迎えられたわけではないが、本人の働きかけも実際行動の次元では必ずしも積極的ではなかったと思われる。ちなみに福澤諭吉は、著作を通じてだけでなく、『時事新報』のナンバーと突き合わせると分かることだが、毎回のように何かを提案していた。各種の提案は百や二百でできないだろう。それがすべて実現したわけではない。また世の中に向けて提言をする人は、昔も今も幾らもいる。現実からむのは、その中のほんの一部である。

d. 《職業としての農業》と「中農養成策」

純経済論、広く言えば学術次元の知見が無意味というわけではない。すぐに現実に結びつかなくて考え方を呈示しておくことも、それはそれで大事なことがある。今日でも、現実味は乏しいが正論には違いない、という論説は幾らもある。柳田國男の農政学は、できれば現実となることが望ましいが、結果として(本人の資質もあって)その種の正論にとどまったと見るべきだろう。またその限定を付けた上でなら、見識を感じさせる知見が幾つも入っている。特にめざましいのは、『農業政策学』の章別タイトルの一つ「職業トシテノ農業」であろう。これが興味をそそるのは、大方がただちに思い浮かべるように、マックス・ウェーバーの講演論文「職業としての学問」ならびに「職業としての政治」(いずれも1919年刊)と近似した表現だからである。もとより両者の間には何の連絡もなく問題意識も方法も異なるが、マックス・ウェーバーより十数年早いこの語法には、それはそれで本質的な考察が託されていた。短い章ではあるが、職業の発生を含む論理性の勝った考察である。商業はもちろん、工鉱業においても、生産者や当事者はその扱う物品を市場や流通との関係で把握し、時宜を見さだめて有利な取引を図るのが普通で生産自体もその観点から絶えず見直しがなされ、それによって社会全体の分業の有機的な一部門となり、またそれが当事者の意識でもあるが、農業のみはその外のあるのが現状である。それを改めて農業もまた企業となるのでなければならぬとされる³⁹⁾。

39) 『農業政策学』(定本28), p.333.

現在ノ状態ニ於テ日本ノ農ハ全然職業ナリト云フコトヲ得ス…… 企業トイフ語ヲ以テ農業以外ノ職業ニノミ限ルモノ、如ク考フルモ明カニ誤ナリ企業ト言フハ各自ノ器量才覚次第成るヘク多額ノ純益ヲ求ムルコトニ外ナラス農業トテモ此外ニ立ツヘキ理ナキナリ

またこれと密接に関連する独自の主張としてよく挙げられるものが二つある。一つは、先に見た小作料米納の慣行」(明治40 [1907] 年1・2月号)で説かれた小作料金納化である。もう一つは、これまた有名な「中農養成策」(明治37 [1904] 年)である⁴⁰⁾。むろんその2項目に限定されているのではなく、農業全体についての考え方があってのことであったが、この《中農》については、中身を少し見ておく必要がある。

《中農》は、「中農養成策」において一文の表題となったのは事実であるが、『農政学』その他においては、その用例がほとんどみられない。現れるのは、たとえばフランスの事例で、10町歩から40町歩を所有する者が中農と呼ばれている⁴¹⁾。それに比べ一聯の論著を通じて頻繁に現われ、またその現状と行末について柳田國男が最も多く関心を寄せたのは《小農》であった。さらに見て行けば、「中農養成策」においても《我国農戸の全部をして、少なくとも二町歩以上の田畑を持たしめたし》と数字を挙げていることから、大地主と言うわけではなく、その中農は柳田國男が頻繁に説いた小農と別のもものではなかったと見る方がよさそうである。とまれ、そうした中農ないしは小農が、農村の主要な住人であり、農業の担い手に比定されたのである。では、小農とは何であろうか。たとえば明治35 [1902] 年—明治37 [1904] 年間における専修大学講義録『農業政策学』には、歴史を織りこんだ説明がほどこされている。それによると、昔の小名、要するに地侍が士と農に分立したうちの村に定着した後者がそれであり、またそれは二種に分けられる⁴²⁾。

上着者ハ一種特別ノ土地經營法ニ由リ何時迄モ其ノ身内ノ者ヲ扶持スルコトヲ得タリ其方法トイフハ一方ニハ彼等ヲ自家ノ農場ニ雇入レテ報酬ヲ與ヘ他ノ一方ニハ所有地ノ一小部分ヲ貸付シテ小作ヲ為サシムルコトナリサレハ何レノ村ニテモ同シク小農トイフ中ニモ二種アリテ以前ノ小名ノ段々零落シタル者ハ兎ニ角獨立ノ地主ナレハ各式高く長おき百姓ト称シテ村ノ相談ニモ與リタリト雖地主ノ扶持ノ下ニ小作スル者ハ或ハ門屋ト云ヒ庭子ト云ヒ抱ヘ百姓ト云ヒ或ハ被管ト称シテ一段低キ身分ヲ得タリ此等ノ農業者ヲ又分附ぶんつけ百姓トモ称ス……

40) 「中農養成策」(定本31), pp.409-423.

41) 『農政学』(定本28), p.210-211.

42) 『農業政策学』(定本28), p.329.

かく、地主から小作人まで、本家から分家まで、かなり幅のある農業者が小農と呼ばれている。ただし地主といっても、大地主ではない。自ら耕作する土地を有するという意味での地主であり、平均値が示すのも、そうした小農である⁴³⁾。

明治二十三年に成りたる農事調査表によれば、三府三十六縣（愛知、和歌山、熊本、鹿児島等は此中に入らず）を通じて一農戸が耕作する田畑面積は平均僅に九反八畝のみ……

農地の規模についても、関心の中心は小農の現在と、あるべき未来である。中央大学講義録とされる『農業政策』の「小農ノ将来」という章には、その生産規模について次のような論説がある⁴⁴⁾。

一ノ農場カ市場ノ利害ヲ痛切ニ感シ得ル爲ニハヤハリ一定ノ生産規模ヲ要スルナリ語ヲ換ヘテ言ハ、所謂小農ナルモノニモ理想上ノ限度アリ此限度ヨリ下レハ經營者ハ單ニ世間普通ノ生産方法ヲ無意識ニ採用スル外生産ノ爲ニ大ナル努カヲ敢テセス故ニ國トシテ所謂農事改良ノ効果を舉ゲントスルニハ是非トモ先ツ農場ノ一定ノ大サヲ維持セシメサルヘカラス即チ農トイフ職業ノ獨立ヲ標準トシテ之ヲ下ル小農ノ増加ヲ防クヘキ也……

農地の適正規模を如何に確保するか論説でも、対策の対象は小農である⁴⁵⁾。

土地の缺乏を感ずる多数の小農の間に組合を設けしめ、共同の事業を以て開拓をなさしむるは目下の急務なり。

その農地の規模をどこへ導くかについては、たとえば『農業政策学』の最後の「小作制度ノ不利」の章において繰り返し説かれる⁴⁶⁾。

小農場ノ大キサノ經濟限度ノ引上ヲ必要トスルニ至ルコト……

小作農ヲシテ成ルヘク自作ニ近キ利益ヲ受ケシムル手段、過小農ヲシテ成ルヘク稍大ナ

43) 『農政学』（定本28），p.210.

44) 『農業政策』（定本28），p.485.

45) 『農政学』（定本28），p.244.

46) 『農業政策』（定本28），p.489, 491.

ル農場ト同様ノ利益ヲ受ケシムル手段ハ何レノ国家ニ於テモ夙ニ其必要ヲ認メ頻ニ攻
究シツ、アル所ナリ……

また小農のあるべきべき規模は《一町歩以上ニ擴張シテ》とあることから、大地主への発展を歓迎しているのではない。むしろ小農が次々に農地を併せて大地主になることも不可能ではない趨勢に鑑み、国として制限を加える必要があるとも言う。かく、小農に焦点を合せて営農が語られることが多い。同じく『都市と農村』第7章「小作問題の前途」の中の一文「10 農民組合の悩み」には次の一節がある⁴⁷⁾。

現在の状勢を以てすれば、成程自ら耕作する能はざる土地所有者は弱者である。殊にはかない2町3町の地面を財産と恃み、働くにも働けない境遇に縛られて居る者の如きは、寧ろ同情すべき日貧民の候補者である。……如何に巧妙なる作業の配合をしても、少なくとも田畑1町歩、普通は1町5反無いと農業として、平均五人の一家を支へ得ぬことは、ずつと以前から疑の無いことになつて居る。それが今日の借農地ならば、更により多くをこそ要求すれ、其半分でよいといふ筈がない。

また「中農養成策」には、次の記述もある⁴⁸⁾。

2町以内の農家ならば貸して食はうの野心も起こらず、耕地の面積は恰も自家の勞働に手一杯にて、時折の雇人を以て補充すれば、相應に安楽に郷里に生活する事を得べし。

それに対して、5町歩の田地を有するとなると実勞を逸れることもあつて氣概に急かされ国事に奔走する者が多く出たが、その結果家産を失う例が少なくなかつた、国のために自家を顧みないのは立派だとも言えるが、それは勧められないとも述べている。そして中規模の地主は本来の営農に戻るべきであると言う。

予は決して公を先にし、私を後にする者を嘲るには非ず、然れども此の如き名士の家をして産破れ子孫祀せざらしむ、是最大なる國の憂に非ずや……現今大多數の地主に其天然の生業に復歸せんことを請ひ、以て此の如き偏頗なる憂國者を出すの原因を杜絶せんとす。

47) 『都市と農村』（定本16）第7章「小作問題の前途」（pp.333-346）の中の一文（p.335-336）及び「10 農民組合の悩み」（pp.345-346）

48) 「中農養成策」（定本31），p.418-419.

常識的に見ても、戦前の牛耕の段階では5町歩の広さは、一家5人あるいは三世代家族でも自家だけでの農耕は難しく、一部を小作に出すことになる。諸所の記述から、柳田國男が考えていた中農は2町歩を幾らか超える位、精々3町歩ほどという印象を受ける。しかし先にふれたように中農というキーワードが使われる頻度は低い。なお中農の規模はどうであれ、それをどう実現するかについては、《養成》の語を掲げている割には、あまり具体的ではない。耕地整理を進めるべしとか、農家戸数を減らす方向とかの考えは見られるが、そのために如何なる手立てを講じるのかは特定されない。それが持ち味と言えれば持ち味であった。

(農地の現実)

ちなみに、現実の農地の大きさはどのようなものであったかについては幾つか資料があるが、今の話題に近い時期の言及例では、大正3〔1914〕年に東京帝国大学で開催された社会政策学会の第8回大会における報告を集めた『第八回大會記事』に収録された高岡熊雄の報告では、北海道を除いては次の言及がみられ、またそこでは小農の規模を憂慮し、延いては柳田國男の考えていたのと同規模の中農が目指されていたと見ることができる⁴⁹⁾。

大正元年に於ては一農家の平均耕作面積は9反7畝になつて居る。無論これは農業を得ん業として居るもののみでなく之を兼業として居るものをも相合しての話である。農業を専業として居るもののみを計算して見ますれば、これ以上に上ると云うことは言ふまでもないことである。併しながらそれに致しまして9反7畝と云ふのは、我が府縣農家全體の平均経営面積である。私の申す所の1町5反は小農の経営すべき最小の面積である。その間に余程の懸隔があるのである。

また同報告集には横井時敬の報告も収録されており、またそこには調査資料が付けられている。そこに、農地経営面積の大まかな状況を知ることができる次のデータが含まれている⁵⁰⁾。

農地経営面積

5段歩未満	37%強
5段歩 ～ 1町歩	33%弱
1町歩 ～ 2町歩	19%強

49) 「小農保護問題 社会政策学会論叢第8冊」『小農保護問題 社会政策学会』（『明治大正農政経済名著集13』農文館昭和51〔1976〕年）p.67.

50) 同、「横井博士報告補遺」pp.251-309, here p.252-253.

2町歩 ～ 3町歩	6%弱
3町歩 ～ 5町歩	3%弱
5町歩以上	1%強

なおこの統計では、自作農と小作農の区分はなされていないが、それは横井時敬の予ての考え方の故である⁵¹⁾。

小作即ち水飲百姓は亦た小農保護の問題に入るべきもの也。漫に小作農を賤視するは土地所有に関する一種の癖見に基づくものとなすべきに似たり。而も我が国の如き小経営の小作人は決して好位置に居るものと謂うことを得ず。……此階級亦た一般小農の範疇に容れ得べく、これと共に保護を要求するの権利あるもの也。

小農と小作農を取って分けないというのは、これでこれで一つの見解であった。なお言い添えれば、横井時敬については、小農主義のレッテルを付して、柳田國男の中農養成策への障害であったかのような見解がみられるが、水準の異なる二者を同列におく雑駁な整理である。柳田國男の中農養成策は、差し当たっての実効性が見込めない青写真であり、期待の表明にとどまっていた。他方、横井の小農論は現実を動かせる範囲で手立てを講じる観点からの諸々の提言であった。本来、農学の専門家であり、その面での稲の栽培方法の改革など功績は大きい⁵²⁾。また小農への金融については積極的ではなかったと言われるが、それも現実を睨んでのことであった。農民が借金を抱えることには慎重であったが、肥料については資金が得られるようにすべきことを力説している。収穫に直結する投資であり、リスクが小さいからである⁵³⁾。

e. 国の対策

小作問題を含む農家のあり方については、小作争議の深刻化を前にして、国も手をこまねいていたわけではない。その概略を見るには、たとえば小野武夫『改訂増補最近農業問題十講』（昭和11 [1936] 年刊）が、今問題にした大正期から昭和初期の小作問題の動向に多く頁を割いており、大局をつかむには便利である。小作争議の全国的な動向については小作組合と地主組合の両方の統計を挙げ、係争の種類分けをも行って原因と推移の分析を

51) 同, p.254,

52) 次を参照, 金沢夏樹・松田藤四郎(著)『稲のことは稲にきけ — 近代農学の始祖 横井時敬』家の光協会 1996.; 松田藤四郎(著)

53) 参照, 横井時敬『農業経済要論』成美堂 明治38 [1905]; 同『小農に関する研究』丸善 昭和2 [1927].

手がけ考察を加えている。次の一節は、その要約とも言える⁵⁴⁾。

最初に先づ近年に於ける我が中小農保護対策の推移を回顧して其が農地法案に至りたるまでの過程を概観するに、我が土地問題が農村社会問題として世人の視聴に訴へらるゝに至つたのは欧州大戦後に於ける小作争議の勃發からである。即ち欧州大戦後の襲來せる經濟恐慌は、中小農、特に小作農の生活を脅かし、従来地主の膝下に温順これ事とせる小作人をして時勢に目醒しむるに至り、小作争議は各地に頻發惹起せられて世情騒然、恰も往年の百姓一揆をさへ髣髴せしむる状態を醸すに至つた。政府は此事態の容易ならざるに驚愕し、大正9年小作農の保護と自作農の助長政策とを兼ねた小作立法運動を起すに至つた。此の立法運動は爾來昭和6年迄繼續せられたが、今、政府により企てられた小作制度調査機關の設立、並に廢止の經過に沿うて我中小農土地対策推移の跡を辿つて見るならば、大正9年創設せられた小作制度調査委員會は、農商務省内に設けられた内輪の研究會とも云はるべきもので、本委員會の目的は、将来に於ける小作法草案のための参考資料を得るといふ點にあり、此のために省内の官吏、省内外の學者實際家をして外は歐米諸國に於ける各般の小作制度の調査研究、内は全國諸地方に於ける小作慣行の實地踏査等を行はしめたのであるが、其の學會への有益なる資料の提供、我が國小作問題に對する基本知識の普及及び将来に於ける小作立法運動に對する影響等、本委員會の得たる收穫は見るべきもの多大であつた。

前期小作制度調査委員會に於ける調査研究は大正12年に至つて結實し、加藤内閣は大正12年勅令第315號を以て小作制度調査官制を公布し、茲に小作立法運動は調査研究時代より一步進んで法制化時代に這入つた譯であるが、元々本調査委員會は純眞なる農民保護のために設けられたと云はんよりは著しく政略的意味が含まれて居たが爲め、小作運動其ものは一步前進したに拘らず、其の法制化工作は遅々として捗らず、遂に大正13年4月に至り廢止せらるゝに至つた。而して本調査委員會に於て小作制度調査に関する官制が公布せらるゝに至つたことは一の收穫には相違なかつたけれども然も本調査委員會に於て純理一方の學者と、地主擁護の既成政治家との對立が判然として見られたことは斯る問題を政略的に取扱ふことの如何に慎まらるべきかを教へるものであつた。次は帝國經濟會議である。その後清浦内閣成立するや、勅令第7號を以て帝國經濟會議起され、前の小作制度調査會の事務は本會議に繼承せらるゝに至つたが、短命なりし清浦内閣の倒るゝと共に帝國經濟會議も亦程なく廢止せられ、小作立法運動として何等見るべきものは無かつたが、たゞ大正13年7月小作調整法が公布せられ

54) 小野武夫『改訂増補最近農業問題十講』（巖松堂書店 昭和11 [1936] 年）「第4講 小作問題」pp.55-127, here p.102-104.

たことは、其の内容に遺憾の點多しとするも、尚中小農保護對策の一たる調停主義が實現の域に進んだものとして意義深きものであつた。

其れから大正15年に四たび小作調査委員會が起さるゝに至つたが、既に小作調停法が實施せられて居つたが爲め、本調査委員會に於ては主として小作法竝に自作農制度に關する立法研究が行はれた。而して本調査會に於て「小作法中に規定すべき事項に關する要綱」竝に「舊慣永代小作整理要綱及び小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」を議了したのは一つの収穫であつたが、他方此の調査會が天下の輿論を向ふに廻して自作農地法案（貴族院にて審議未了となる）を練り上げたことは識者の注目を惹いたところであつた。尚本調査會の成立前、自作農創設維持補助規則が公布せられ、自作農主義が細々ながら現實の政策として試練の臺に晒されるに至つた譯である。次は社會政策審議會であるが昭和4年7月濱口内閣は社會政策審議會を設立し、小作制度をも他の社會問題と共に調査項目として取上げたが、本審議會は同年12月に至つて廢止せられ、其の後は以前の小作調査會に於て小作制度に關する立法運動を續くことゝとなり、遂に昭和6年2月小作法案が練り上げられ、初めて帝國議會に提出せられた。併し同法案は衆議院は通過したけれども、貴族院にて審議未了となり、葬りさらるゝに至つた。

以上大正9年より昭和6年に至る前後十餘年間各種の小作調査機關によつて行はれた中小農土地對策は、これを大別して調停主義、自作農主義、小作農主義の三つとすることが出来る。而してこのうち、調停主義、自作農主義は曲りなりにも、其の政策の實施を見たのであるが、獨り小作農主義のみは實現せらるゝに至らず、立案せられた儘で現在に至つて居るのである。（小作立法史に就いては拙著『農村經濟論』参照のこと）

多少まとまって引用したが、これに続いて、ここで言及された法律・法案の實際を基にその要点が説明され、またそれに関聯する調停主義などの考え方も具体的に解説される。これを見ると、国、すなわち政府・省庁も立法府もまったく無為だったわけではなく、ともかくも對策を講じようとしていたことが窺える。また當時の小作爭議への対応を含む農業のあり方については諸政党もそれぞれ法案を作成したり、作成に向けて動いたりしていた。大まかな推移で言えば、小作爭議などの懸案についてはとりあえず關係者間の調停を図る方向へ動いていたと言える。またそれを受けて地方の県単位でも調停の方法が工夫されるようになった。それにあつて行政当局が地主と小作人のどちらに有利に誘導したかはともかく、昭和初年からしばらく経つと、大正期に高まった小作爭議の大波は多少おさまつていった。

なお小野武夫について補足すれば、小作問題については、爭議が最も激しい様相を示していた大正14年にも《目下我農村社會に沸騰しつゝある農民問題は既往に如何なる経過

を辿り、又問題其のものは現に如何なる形式の下に如何なる方向に向つて展開しつゝあるか、更に又此問題は招来如何に落ち着くべきものであるかを観ん爲、其内容に立ち入つて究明しようとするのであります》との趣旨の下に一家言を投げかけていた⁵⁵⁾。

f. 地域の名士層について

柳田國男がやがて民俗学の分野を切り拓いたとき、そこに関心を寄せたのは主に地方の名士や知識人であった。彼らは、民俗学の調査に乗り出して、柳田國男を頂点とする独特の分野を形成した。彼らの役割は、当時の既存の学術分野の専門家よりも大きかった。それを踏まえた上で、改めて注目すべきことがある。柳田國男がその種類の人々を意識したのは、民俗学へ移るよりずっと前だったことである。それに検討を加えることは、民俗学の特質を知る上で本質的な意味があるだろう。

(町村の名士への期待)

『最新産業組合通解』の「自序」の締めくくり方が、それをよく示している。柳田國男は、農政に関する持論の現実化を希ったが、そのさい、小農や小作農に直接呼び掛けるのではなく、地元の名士・有力者を頼りにした。彼らが義侠心を揮って柳田國男の解説書を讀つて近隣に説いてくれることを切望したのである⁵⁶⁾。

終に一言すべきは現今各地に設立せられたる産業組合の實況を聞くに、其組合員たる者の多くは相當の資産、地位ある者に限り、例へば小作農の如き自己の勤勉と正直との他には、信用の根據とすべきものなき者は殆ど皆共同事業の便益に均霑する能はざるが如し。有力者が率先して一郷に唱導することは尤慶賀すべしと雖、法律の主眼は寧此等最小の産業者にして、銀行をも會社をも利用すること能はざる者に、別種の方面より生活改良の手段を得せしむるに在ることは、本文處々に細叙する所の如し。若し此の如くして必要の最急なる者を後にする結果を見れば、極めて遺憾の事なりといふべし。唯彼等が此種の書籍を購讀するの機會は甚少かるべきが故に、予輩は地方の公吏、資産家、有力者、學校の教師、醫師、僧侶等多少の餘閑を有せらるゝ諸氏に請ひて、義侠的に此書の内容を近隣の爲に購説せられんことを希望するや切なり。

とは言え、当事者の中から運動が起きることへの期待も、完全に棄てたわけではなかった。事実、貧農や小作人は無為と諦めに終始するのではなく、団結もすれば徒党を組みもする

55) 小野武夫『農民運動の現在及将来』日本學術普及會大正14〔1925〕年、「序」：なお5章構成の内、「第3章 小作制度と小作組合」と「第4章 小作制度の立法」が最も厚い。

56) 『最新産業組合通解』（定本28）p.5.

ことに言い及び、それを誘導できないかとの願望を綴ったこともあった⁵⁷⁾。

近年小作人等が何事かあれば忽ち團結與黨するの精力を、平和なる目的に善用して徐に組合の事業を擴張して行きますならば、目下人が面倒なる手段と認めて居る手段も、さまで困難ではないことが分るであります。併し一方には又國や府縣も産業組合の普及を圖るのに今のやうに町村の中産以上のもの計りに着手してはいけません。仕事は困難であつても其本来の目的に合はせんとすれば、是非とも小さいところ小さいところと世話を焼いて行かねばならぬ。町村内の先覚指導者たる人も亦此心を體せねばならぬと思ひます。

かかる脈絡からは、どうしても、呼びかける相手は、広い意味で土地の名士や名望家になった。ちなみに、柳田國男は、産業組合の普及のために度々地方へ講演に赴いた。そこに集まるのはやはり上で列挙されたような地方の名士たちであったろう。しかし、彼らが、産業組合に関わる柳田國男独自の要請に応えた記録は見当たらない。中央官庁の係官として丁重にもてなされはしたが、その教説に動かされることはなかったようである。なお、それが何故であったかを、について参考になるものとして、ずっと後の戦後になって左派の文人がまとめた興味深い論評がある⁵⁸⁾。

……柳田國男の保守性を — あるいはまたかれの反動性を、これみよがしにひきだしてはならない。産業組合が、小作人たちを除外した「旦那衆」の組合であることに
— そして農民組合が、それに対抗するための小作人組合であって、たとえ争議によって耕作権の獲得に成功したところで、小作人たちを、「細小の自作農」に転化するだけであることにあきたりないかれは、ここでもまた、農村における前近代的な協同の在りかたを媒介にして、産業組合と農民組合とを打って一丸とするようなあたらしい組合の在りかたを — 超近代的な組合の在りかたを考えているのだ。

《前近代的》や《超近代的な》の言い方は、この論者、花田清輝の独特の柳田解釈から導き出されたものだが、それはともかく、事態がどのようなようであったかを確かに浮かび上がらせている。

57) 「小作料米納の慣行」(定本16), p.158.

58) 花田清輝「柳田國男について」(初出:花田『近代の超克』1959, 所収) 神島二郎(編)『柳田國男研究』(筑摩書房 1973) p.158-177, here p.163.

(報徳社との関わり)

その中で、おそらく唯一だろうが、柳田國男の主張と幾らか絡み合った例があった。上に挙げられた種類の人々の中では地方の《有力者》に当たるだけでなく、当時の柳田國男の関心事と専門的知見と教養において重なるところがあった事例である。具体的には報徳社で、特にそのリーダーである「遠江国報徳社」社長、岡田良一郎（天保10〔1839〕年-大正4〔1915〕年）であった。周知のように、報徳社は二宮尊徳の思想を奉じる実践哲学の修養団体であり、また互助の機能をも併せもっていた。ちなみに本部にあたる掛川市の「大日本報徳社」の建物と正門は明治末年であるが、左右の石柱に刻まれた「道徳門」と「經濟門」は、同社の思想と活動を端的に表している。

なお柳田國男が報徳社と関わることができたことについては、政・官界の先人の余沢に与ったところがあったと思われる。産業組合を日本に導入しようとした品川彌二郎が、日本における先例として報徳社を重視して、盟友にして幕僚であった平田東助に指示して知見を仰いだことは先にふれた。平田は報徳思想の運動を束ねていた「遠江国報徳社」社長、岡田良一郎との間で互いの思想と知見をすり合わせた。その成果は信用組合の要素をもつ「掛川信用金庫」として明治25〔1892〕年に現実のものとなった。

柳田國男が報徳社に近づいたのは、こうした軌道に沿っていたと考えられる。しかし柳田國男の場合、平田と違って、岡田良一郎との関係は早々にこじれたようである。その様子は、他でもなく柳田國男によって書きとどめられた。『時代ト農政』に収録された「報徳社と信用組合との比較」には、岡田良一郎との間で生じた齟齬が細かく記されている。しかしここでは、議論を復元することが目的ではなく、柳田國男の行動のパタンを押さえることに重点を置こうと思う。ちなみに、報徳社との接触と軋轢を伝えるその一文（また敷衍して、これを含む『時代ト農政』の全体）をめぐっては、そこでの柳田國男の主張を中心に何人もが検討を加えている。つまり、やや留保を付してではあるが《自恃の強烈と説得力の柔軟との類い稀れな融合が実現しており、その男性的な論争態度には、襟を正さしむるものがある》と非常に高く評価する論客がいる一方、柳田國男が民俗学へ転じる時期であることに注目して、もはや齒に衣を着せる必要がなくなったことから、いわば《颯の最後ッ屁》であったと評する向きもあつたりする⁵⁹⁾。

とまれ、先ず柳田國男の関心事は、これまでも見てきたように、小農(小作農を含む)への小口金融の制度を整えることにあつた。しかし産業組合法が施行されてからの実情は、それを満たすものではなかつた⁶⁰⁾。

59) 前者は矢沢永一「『時代ト農政』前後」神島二郎(編)『柳田國男研究』(筑摩書房 1973) p.41-62, here p.52. また後者の見方は近藤康男の見解として同論文に言及されている(p.53-54)。

60) 「報徳社と信用組合との比較」(定本16), p.117.

多くの村々に産業組合が出来て居るのは賀すべきであります、大概は中流以上の人達の集合であつて、最も組合の必要を感じべき下級の住民は殆ど少しも恩澤を受けて居らぬのです。

柳田國男はこれを岡田良一郎に力説した。報徳社は、やがて建設される本部正門の石柱の文言通り、二つの重点をもっていた。柳田國男には、報徳社がその内の《道德》が主になって《經濟》が二の次になっており、それが初志からの後退と見えたようである⁶¹⁾。

昔の報徳社であれば助貸の事業が最も主要なる事業で無ければならぬのです。故に報徳社でもその最初の團體には普通貸借と云ふよりは寧ろ助貸を主とする傾向をもつて居りましたが、今日は全然事情が違って居ります。

両者が意見をぶつけ合い折り合なかつた様子は、柳田國男の筆によって明らかである。たとえば報徳社は精神を大切にするため、善行に対して褒賞を行なっていたが、それに対して柳田國男は金融が先決であり、窮乏してもいない者に《褒美的に金を貸してやるといふことは餘り褒めた話ではなからうと存じます》と直言したらしく、さらに、こうも注記している。

岡田翁は褒賞として財物の贈與を受けるのは慈惠を受けるのとは違ふから屈辱でも何でも無いと云はれました。考へやう次第ですが對等者の間の褒美の金など、いふのは如何なものであります。又金を掛けずに表彰の方法があるなら結構だから教へて呉れとのことですが、これは工夫すればいくらも御答が出来ます。文部省の教育者表彰なども其一つです。金なんか貰ひませんでもまことに張合があるやうに皆申してをります。

こうなると水掛け論である。また報徳社の貸付をめぐる、誰に貸し付けるかを定める入札の仕方では、本当に資金を必要とし、しかも勤勉正直な者が当たるようになっていないとして、現状は適切ではなく、選び方の手続きはどう改めるべきかを4頁にわたって綴っている。おそらく、そうしたやりとりが実際にあったのであろう。報徳社の方からみれば、これまでの運営について細かいところまで口をはさまれることには辟易していたのではなかったか。また何のために報徳社に接近してきたのかという不審も生まれたようである。それまた柳田國男の記述から透けて見える。

61) 同, p.121.

岡田先生は報徳社を信用組合と改稱させる下心で私が此議論をすると思はれたもので、すから感情を害せられました。自分の趣旨は單に此二者の經濟上の功績を比較した迄で、若し報徳社が主眼とする所は別に在り、經濟機關としてはもと、是丈しか幅の無いものだとなればつまりは此の如き比較論を試みたのが無益だつたと言ふに歸するのです。此當時桑田博士を始めとして、人がよく報徳社と信用組合とを竝べて説いたものですから、自分も言ひたいことを述べたのです。處が報徳社は金融機關ではないと先生は言明せられました。金を借りる為に入社はせぬと言はれました。又農家の經濟は左ほど金融の必要なもので無いと言はれました。災害病死も無いのに金を借りたいと云ふ百姓はどうせ返すことが出来まいと言はれました。返さぬ時は取立てにこまると言はれました。町村社では貸付業務までやつては煩に堪へぬと言はれました。要するに、報徳社と農村信用組合とは殆ど比較も出来ないほど趣意のちがつたものであることになるのです。併し世の中の人々の報徳社に對する判斷、又は要求は是ほどでも無いのですから、此比較論も丸々役に立たぬことは有りますまい。

この後も《それらか今一つ私が短處と考へるのは一體の組織及び事務が非常に保守的且つ形式的であることでありまして》として十頁以上にわたって、報徳社が因習的であること、現実と合わないこと、改善すべき諸点が残っていることが綴られる。本社の支社との関係のあり方、とりわけ資金と貸付業務の落差、また幾つかの支社の貸付の実態と業務をめぐる担当者の意識など、細かい指摘が延々と続く。報徳社の支社の担当者に、柳田國男は直接意見を聞かせたことも記されている。見ようによれば業務分析であり、適切な診断であつたのかも知れない。しかしその前に、報徳社の方が金融業務を重視して柳田國男にアドバイスを求めたのかどうか定かでなく、むしろ記述からはそうした前提が欠けており、柳田國男の独り相撲ではなかつたかとの印象を受ける。《報徳社事業の規模が何時迄も大きくならぬのは返す々々、嘆かわしいことでもあります》とも言う柳田國男だが、そもそも金融事業をテコにして組織を大きくすることに岡田良一郎は意義を見出してはおらず、(柳田國男の筆を介してうかがえることだが)心外な口吻を漏らしている。岡田の立場からすれば、農商務省との関係は、政府・官庁における産業組合の推進者である平田東助が報徳社の思想と活動に学ぶ姿勢をもって接近したのに応えたことに始まった。そして共に智慧を出しあつて掛川信用金庫の創設にこぎつけるなどの実績もあつた。柳田國男を丁重に迎えたのも、平田が手塩にかけて産業組合の普及を主務とする若手官僚だからこそであつた。

なお補足すれば、岡田良一郎は柳田國男(明治8[1875]年-昭和37[1962]年)よりはるかに年長で、また『報徳富國論』三卷⁶²⁾をはじめ多くの論著を世に送った押しも押されぬ

62) 岡田良一郎『報徳富國論』三卷 明治14[1881]年

報徳思想家にして実践家であった。晩年の二宮尊徳に師事し、福住正兄、富田高慶、斎藤高行（久米之介）と共に尊徳の四大門人の一人とされる。ちなみに福住は今も箱根湯本に聳える老舗旅館「萬翠楼福住」の（現在は国指定重要文化財でもある）本館を建設するなど観光地箱根のパイオニアとなった実業家である。富田は尊徳の代理として100カ村を超える地域で財政の立て直しを指導し、相馬中村藩の家老として明治をむかえた。なおその著『報徳記』（8冊：安政4〔1857〕年成立）は、明治に入って何度も簡易版が出されるなど、その後の二宮尊徳伝の基本となった。斎藤高行は高慶の甥で、明治期にも報徳思想の普及に力があつた。

岡田良一郎の『報徳富國論』にもふれると、和綴じの三巻本（天・地・人）で明治13年に書き上げられ翌14年に掛川宿や静岡の数書店の他、東京の書肆（丸善）を通じて販売されるや、報徳思想の実践への手引きとして広く読まれたようである。内容は、勸善、實學、勸業、勸農、勸工、勸商、財政、興利、水利、興廢術、結社、演説の諸項目から成る。このうち分かり難い一つは興廢術であろうが、細目として賞與・賑恤・社寺脩繕・凶歳豫備・論道とあり、社会貢献と言うのに近い。また演説は宣伝を指す。かく体系的な記述であるが、ここの文脈では3点に注目したい。一つは末尾の「結社」で、これは報徳社の定款を指す。おそらく産業組合の推進者たちは、日本で独自に発達した互助組織の定款としてこれに注目したと思われる。二つ目は「財政」で、これは報徳社の財務の見通しを言う。なお金銭については《徳アリ未タ必シモ財ヲ生スル不能ナリ財アリ以テ徳ヲ成スヘシ先生曰財ハ本也徳ハ末ナリト》とあり、国も県も家も財務の安定を図るのが尊徳の教えであるとし、それは「勸業」、「勸農」、「勸工」、「勸商」の諸項目において敷衍される。しかし報徳社そのものの「財政」では、資金の蓄積も運用も控えめである。三つ目として資金貸付である。元になる資金については《報徳積立金ハ一日五厘或ハ壹錢又ハ繩耆房草履耆足善種金トシテ納ムヘシ》とあり、運用に関しては《善種金ハ報徳金附五箇年賦或ハ七年賦十ヶ年等ヲ以テ社中奇特人へ入札ヲ以テ貸附ヲ行フヘシ》とある。なお貸付けた資金は5年を以て返済が基本で（場合によって7年や10年もある）、無利子であるが、返済の翌年も同額を報徳金として納めるというシステムである。したがって2割が加算されるが、複利ではないため年率にすると単純に4パーセントの利息に相当する額となり、当時としては非常に低いものであつたろう。なお社の財政は、会が安定的に存続することを主眼にしているため、貸付と報徳金のシステムは同じであるが、貸付先は土木治水にたずさわる者10人未満が想定されている。また勸農の項目には《勸農義田》という項目があり、普段は《力農者ニ入札ヲ以テ作ラシムルヲ法トスト雖モ不時天災等ニテ救助スヘキ困民アル時ハ臨時協議ヲ以テ救助ノ爲メ作り取セシムル事アルヘシ》といった説明がついている。総じて社会政策的な色彩が強く、資金の貸付は主たる業務ではなく、条文からも慎重な姿勢がうかがえる。理財を重視した尊徳の教えを守りながらも、修身的な要素が強い。

むろん柳田國男も二宮尊徳について一家言をもっていた。先にふれた帝国大学における卒業論文（提出は義務ではなく提出されなかったらしい）は三倉の研究であるが、中心は朱子の常平倉と二宮尊徳の農村救済策、とりわけ資金貸付のシステムであった。したがって尊徳の高弟たちがまとめた《報徳仕法》の人生哲学ではなく、尊徳のポリシーを農村金融に絞って捉えていたところがあった。そしてそこから、報徳社の現実には尊徳の知見を活かしていない、と批判したのだった。たしかに柳田國男の観点と関心からはそれも正論には違いなかったろうが、岡田良一郎から見れば、柳田國男に業務改善のコンサルティングを依頼したわけではなく、知友の平田東助の事業に関わる若いキャリア官僚としてもてなしたのであり、あれこれの注文には当惑したであろう。指摘は現状の問題点を射当てている面があったと思われるが、実行となればそれはそれで事業再生のノウハウを要するため、やはり無理であったろう。

なお参考までだが、平田東助の政策への共感と協力は、岡田の後継者にも受け継がれた面がある。すでに岡田の子息、良平（元治元〔1864〕年-昭和9〔1934〕年）が柳田國男より一回り年長で、しかも官僚として輝かしいキャリアの持ち主であった。文部次官から京都帝国大学総長となり、貴族院議員に転じ、また文部大臣を2度務めた。注目されるのは、晩年に産業組合中央会会頭に就いたことだが（昭和5〔1930〕年）、これは平田東助が育成した組織で、また平田が永く占めたポストでもあった。そこから推すと、父親以来の繋がりがあったと思われる。また父親の跡を襲って明治45〔1912〕年に大日本報徳会社長となり、没年まで会を率いた。

また平田東助について付言すれば、明治中後期の官僚出身の政治家としては出色だったようである。内閣法制局長官時代には、一週間で百本の法案を国会に提出することもあったなど不眠不休で近代日本の法整備に力を注いだ。その一方、自己のレパートリーとしたのは産業組合制度と火災保険制度の導入で、実現に向けて努力を怠らなかった。火災保険の構想は、外国人アドバイザーのパウル・マイエットがドイツで広まりつつある制度を紹介したのをドイツ語から翻訳して大蔵卿の大隈重信に報告したのが最初だったようである⁶³⁾。以後、国営か民営かなど種々の議論が起きて法制化には時間がかかったが、政界の動静を睨みつつ実現の機会をうかがった。また政治の次元では、長州閥の特に山縣有朋の人脈の参謀役で、同時代人の徳富蘇峰は、山縣が家康なら平田は本多正信にあたる、と評した⁶⁴⁾。柳田國男との関係では、平田が内務大臣のときに推進された神社合祀政策に柳田國男が反発したことが日本民俗学ではよく話題になる。が、同時に柳田國男は長州閥にまもら

63) 松並信久「平田東助と社会政策の展開 — 制度設計の課題」『京都産業大学論集:社会科学系列』第32号（平成27年）p.47-83, here p.51-52.

64) 徳富猪一郎『我が交遊録』（中央公論社 昭和13〔1938〕年）中のこの言及を指摘した中村哲『柳田國男の思想』を参照, p.161.

れていた面があったともされる。これは具体的には、平田の産業組合の政策にたずさわった若手への配慮という脈絡であった可能性が高い。

官僚時代の柳田國男の活動だが、もう一度、『最新産業組合通解』の締めくくりに注目したい。そこでは小農や小作農は農村金融を必要とはしても産業組合の手引書を購読しないであろうとして、篤志家に仲介を促している。すなわち《地方の公吏、資産家、有力者、学校の教師、醫師、僧侶等多少の餘閑を有せらるゝ諸氏》である。地方の公吏は行政の管理職、また資産家や有力者と言えば地主層が中心になるであろうが、現実を直視すれば、これらの人々、すなわち花田清輝の言い方では《旦那衆》だが、彼らが柳田國男の構想に沿うような拳に出るはずはなかった。産業組合の定着のために各地に出張して講演していた柳田國男だが、中央省庁の担当官として遇されるという以上にはならなかったと思われる。実際、反応を得た形跡は見当たらない。有力者では、唯一、報徳社の岡田良一郎が少壮官僚の熱意に応じたが、結果はその運営する組織の欠陥を棚卸しされ、難色を示すとリアクションとなり、それが文章として公表される羽目になった。お陰で当時の事情を生々しく知ることができるが、両者の齟齬の原因は、柳田國男の気持ちの逸りにあったとみてよいだろう。農民への小口金融を実現したいという熱誠に出ることを理解する人もいたと思われるが、空回りする他なかったのである。

g. 限界の構図

検討すべきことはまだ残っているが、そろそろ区切りを考えたい。大まかな年譜だが、柳田國男が農政関係に意気込んで取り組んだのは明治40年代前半までで、明治42[1909]年の『後狩詞記』、続いて明治43[1910]年の『遠野物語』と『石神問答』を世に問うたあたりから、その活動は後に民俗学と呼ばれることになる分野へ次第に移っていった。これは多くの人が指摘するところで、その区切り自体は定着した見方であろう。したがって、そこでの変化をどうとらえるかが問題になる。農政官僚として挫折と限界を味わって民俗学に移ったというのはかなり多くの論者が説いており、特に岩本由輝の見解は柳田國男のその頃の事跡を丹念に追った上での結論である⁶⁵⁾。これに対して近年では、民俗学との取り組みは《経世済民》のフレーズで言い表される当初からのモチベーションの深化という見方を藤井隆至が呈示している⁶⁶⁾。筆者の見方も、すでに説かれてきた諸見解と重なることになるのかも知れないが、基本的な理解の点で観点が少し異なる。

問題の機微をうかがうことができるのは、やはり明治40[1907]年の「小作料米納の慣行」であろう。これには、柳田國男は淡々とした記述に終始する人ではなく、往々行論に

65) 岩本由輝『柳田國男 民俗学への模索』柏書房 1982。

66) 藤井隆至『経世済民の学 ― 経済・倫理・教育』名古屋大学出版会 1995.; 同『柳田國男―「産業組合」と「遠野物語」のあいだ』日本経済評論社 2008。

感情を添えたことも与っている。『遠野物語』の中扉に記された《此書を外國に在る人々に呈す》は有名だが、その種の宣言めいた物の言い方も珍しくはない。

すでに検討したように、小作料の金納はそれだけを問題点として取り出せるわけではなく、小作農を取り巻く諸条件と組になってはじめて現実味を帯びるというものであった。なおこれも先にふれたことだが、『最新産業組合通解』において小作組合が地主を相手に、双方にプラスなるような契約を結ぶべきと論じたとき、そこで使われた用語から推すと金納が念頭に置かれていたと考えられる。しかしそれだけを取り出して強調してはいなかった。その後、森近運平が柳田國男の生産組合の説に賛同しながら、金納化を明言した。森近の『産業組合手引』を柳田國男が読んでいたかどうかは定かではないが、農商務省には送られていたであろう。岡山県知事が序文をしたためており、地方における前向きの動きとして中央の関係筋、農商務省や大日本農會には配られたとみてよいだろう。とは言え、それを詮索するわけではない。問題は柳田國男の、『最新産業組合通解』でも森近の『産業組合手引』でも、小作組合という組織を組んだときに開けてくる新しい可能性、これまでにない手段としての金納化という脈絡である。また20年程後になるが、杉山元治郎が日農の目標として挙げたのも同じような仕組みであった。それが合理的なのである。ところが「小作料米納の慣行」における柳田國男は、それだけを取り出して、今すぐにでも実行できるかのような文章を綴っている⁶⁷⁾。

假に一步を退いて、小作農場の集合といふことは近き将来に之を望むべからざるとしましても、現在の如き微小なる小作農の充満する世の中でも、尚金納の慣習を流行させることが出来ます。それは何故であるかと言へば、小作農の經營を獨立せしむるといふことであります。植付より刈取に至るまでの勤勞に止らず、全部の農經營を一括して小作人をして自ら之に任せしむることが出来ることであります。語を換へて言へば勞苦と才智に依つて生ずる利益を全部小作人に自ら獲得せしむることであります。

現実問題として条件がそろっていないことを度外視した主張である。またそれが一向に理解されないことへの苛立ちをも見せている⁶⁸⁾。

若しこれだけの材料に依つて豫め自分の意見を定めよと命ぜられるならば、自分は米納制を改めて全て金納にさせたいといふ考へであることは、上米の語氣でご想像が出来るでせう。

67) 「小作料米納の慣行」(定本16), p.154.

68) 同, p.153.

元は講演だったのだろうが、声調から自分がどれだけ力点を置いているかは分かるだろう、という。《語気》の語は、敢えて感情を抑えなかったとの意である。

しかしまたなかなか理解されないことも分かっているとも言う。その際、誰が理解しないのか、またなぜそうなのかの原因を挙げる。その原因なるものは、柳田國男が予て繰り返し説いているもので、それ自体は持論といってもよい。すなわち《農民の習慣》ないしは《農業の惰性》である⁶⁹⁾。

農民の習性が経済界の変遷に随伴するの活気に乏しいこと、すなわち農業の惰性によつて今なおかくの如くあるのであります。

我が国の小農は、殊に新たなる経営方法を発見するの能力に於て缺けておりますがために、さまで不便とも、小作はかくの如きものは是非無きものとあきらめてしまつて居るからであります。……主たる原因はこの惰性にあるのであります。

……惰性を打ち破つてずんずん新しい経済情況に適應する新慣習を作らせるにも、その第一着はやはり地主小作人双方の智力を開發するの他はありません。

なお《我が国の小農は……さまで不便とも、小作はかくの如きものは是非無きものとあきらめてしまつて居る》という理解であるが、たしかにそれは事の一面ではあろうが、現実はそのばかりではなかった。農民が必ずしも逆境に甘んじる従順な惰性に終始するのではないことは、歴史を通じて数えきれないほどの一揆が起きたことが示すだけではない。明治期に日本の実情に接した外国人のマイエットも《日本農民の性質聊か過激に失することは、明治初年以來屢々暴動を起こしたるを以て之を証するを得べし》として、18回の暴動を具体的に揚げ、その内二三回は軍隊を動員して鎮圧したことを注記している⁷⁰⁾。

それはともかく《習性》や《惰性》という言葉を使うか使わないかは別として、事態が動かないのは農民の性状にあるという理解は柳田國男においては珍しくない。しかし「小作料米納の慣行」には、こういう表現も現れる⁷¹⁾。

若し地主が農業經濟を研究したる結果、小作地を管理するには金納の方が利益であるとする場合があつても、現今の如く農民の頭腦が遲鈍である世の中では、やはり片端から米納制が改まるといふことはありますまい。

69) 「小作料米納の慣行」, p.146, 150.

70) パウル・マイエット『日本農民ノ疲弊及其救治策』, p.218-223.

71) 「小作料米納の慣行」, p.150.

小作料が金納にならないことについて、まるで小作人側に原因があるかのような文章もおかしいが、それ以上に《農民の頭脳が遅鈍》の表現は柳田國男らしくない。普段の柳田國男なら、同じ現象を指摘しても、理由をも併せた説き方をしていた。たとえば『農政學』の一節である⁷²⁾。

大部分の自作農並に一部の小作農は、名のみ獨立の企業者なりと雖、其占有する土地は狭小にして、且つ殆ど資本と名づくべきものを有せず、其智力は低度にして之を回復するの機無く、學藝の進歩を利用して生産を改良すべき希望は全く之を有せざるなり、……

……僅かに飢寒を支ふるに汲々とし、又は半分の注意を割きて補助的収入を求むるの必要あるものには、學術の開導は何の變化も與ふること能はず、

智力を磨こうにも、臨時的な副業や内職を併せてようやく糊口をしのぐような劣悪な条件ではとうてい叶わないとの指摘であり、それが真意であつたらう。また少し後にも小作料金納を繰り返しているが、諸条件を見渡したものとなっている。もっとも小作争議には冷淡であるが、それも併せて自分なりの客観性を見せている⁷³⁾。

単に金納の方法に改めて見たところが、それが今日の程度に有利で無いと、貸主が同意をせぬといふ以上は、奈何とも致し方が無い。合法の範圍に於ては、それならばもう借りない作つて遣らないと、強く言切ることが出来るか否かによつて、何れとも問題を決すべきであることは、餘りにも明白なる常識であるにも拘らず、多くの此頃の小作争議を見ると、まだ此以外にも何等かの方策があるかの如く、人を誤つたる希望に導いて、後却つて深き失望を感ぜしめることを、省みない者があるのは不本意なことである。

これらと比較すればいっそう明らかだが、「小作料米納の慣行」を講演した時の柳田國男は、他ではみられないほどバランスを失っており、追い詰められた心理状態にあつたことをうかがわせる。不安定で窮迫した心理、打開できない一種の極限的な構図の中に柳田國男は立っていた、と筆者には思えるのである。それは別の角度から見れば、転回点を迎えていたということだつたらう。では、どのような転回であつたらうか。それを探る上で、

72) 『農政學』(定本16)、p.273. 及びp.274-275.

73) 『都市と農村』(定本16)第7章「小作問題の前途」(pp.333-346)の一文、p.335-336.

ここで一度整理をしておこうと思う。

11. 状況とプロファイリング

駆け足で当時の状況の一部を、しかも飛び石伝いでさぐったのは、社会的諸問題に柳田國男がどのように臨んだかを、同時代の中に位置づけるためである。十分な検討には程遠いが、少なくとも、柳田國男が取り組んだ農政上の諸課題、さらに絞れば産業組合をめぐる諸懸案、また小作組合と小作料金納化の提言は、政治・経済・社会にまたがる時局のテーマと重なっていたことが判明する。明治中期を過ぎる頃までの日本は近代化が緒に就くか就かないかという段階であった。近代工業を論じることが歓迎されるのと並行して、なお農業が産業に大きな割合を占めていた。それゆえ農業問題は重要な論題であったが、そこには、解決が容易に見いだせない難問が多かった。近代工業のように白紙で夢を追うことができる分野ではなく、永い伝統と因習があり、江戸から明治へのシステムの切り替えに伴う混乱も重なった。そのため、農業問題は複雑にして多岐にわたり、それに照応して実践家も論客も多彩で、ほとんど百家争鳴の観を呈した。柳田國男の初期については、その状況に関わった一人として解する必要がある。言い換えれば、試み程度ではあれ状況を鳥瞰する視点を併せなければ、柳田國男の論説が一から十まで独創であったかのような誤認をおかすことになる。

《職業としての農業》という目を眩るようなフレーズをも閃かせた柳田國男であるが、その農政官僚としての実際をどう評価すべきだろうか。以上のささやかな検討を踏まえて言えば、官僚としては今一つであったとの印象を受ける。たしかに着想においても目配りにおいても比類のない才能の持ち主であった。問題点を見抜く力でも秀でていた。しかしそれを現実の政策に活かす活動の痕跡が少ないのである。中小農の自立促進にしても、小作料金納化にしても、産業組合法を活用して生産組合の形で小作組合をつくるというアイデアにしても、たしかにどれも素晴らしいものだが、それらを現実のものにする官僚ならではの活動を証するようなデータがあまり残っていない。ちなみに社会的な諸問題の解決において中央省庁の官僚に期待される職掌の大きなものは法案づくりであろう。それには省内の当該部局の了解を得て、省として成案まで進め、さらに関係業界とのすり合わせや、また然るべき政治家を説得して政界に理解者を得ることが必要になる。またそうした活動もおかしくないのが中央省庁のエリート官僚であろう。さらに、何事かを成し遂げるにはアクションを要することを柳田國男は認識していないわけではなかった。それは、品川彌二郎が産業組合法を成立させるために行なった朝野にわたる活動を称えた文筆からもうかがえる。しかし柳田國男自身にはそれが見て取れない。

あるいはそれ以前のところですでに現実性に乏しかったとも言える。柳田國男の提言を

読んで感じるのは、法案にまとめるには程遠い段階にとどまっていることである。たとえば、小作料金納化を一般論として語るのはいいが、それはどのようにして算定するのかという問題一つをとっても詰めがなされていない。ちなみに、適正な小作料とはどのようなあるかに取り組んだ一例として、少し後の農業経済学者那須皓（明治21〔1888〕年-昭和59〔1984〕）の「公正なる小作料」（大正14〔1925〕⁷⁴⁾が有名である。またそれが元になって議論が起きた。もっとも、その算出方法は専門性が高く、それだけに別の学説もあり得た。むとより、その種の議論に埋没する必要はなく、その時々の実情から穏当なところを拾い上げて叩き台として法案の素案をつくることはできたであろう。しかし柳田國男の提言はそのずっと手前で止まっている。

こうしたことをも組み込みつつ、この辺りで整理しておきたい。農政官僚期を中心としたとした評価の試みである。状況の簡単なまとめと柳田國男の活動が入り混じっているが、歴史的な復元であるためにどちらかだけではすまない。とまれ、以下の10項目は、いわばプロファイリングである。と言っても特別のことではなく、歴史上の人物の特徴を把握しようとするありふれた試みである。なおこれまでの検討で洩らした事項にも言及しているが、これは農政官僚から民俗学者へという流れをつかむためである。またそれらについては、項目に対照する補足説明をほどこした。

a. プロファイリング

- (1) 官僚時代の柳田國男に注目すると、農政から見た産業組合については、本人の論述を中心に資料や証言が多いが、それ以外では情熱を傾けて何かに取り組んだ形跡がほとんど見当たらない。さらに絞ると、やや一般論の色彩が強い中農養成の主張と並んで、特に小作組合を産業組合として発展させるという着想が際立っている。小作料金納化の提言もその一部であった。これらの提唱自体は見識と洞察力の結晶と言ってよく、本人も自負を覚えていた。
- (2) しかし小作農が自主的に組織的な行動に進む条件はほとんどなかった。柳田國男は小作組合という組織にまで進まなくても小作料の金納化は可能としてそのメリットを説いた。しかし小作農の多くは農地が7反や8反で、中には5反あるいはそれ以下のところもあり、臨時雇いや家内副業でようやく生計を立てるという極限的なものであったため、個々の小作農が工夫を凝らすことができる余地はなかった。
- (3) 小作農の社会的カウンターパートである地主側には小作農の要求を入れる姿勢は希薄であった。小作農の立場が著しく弱かったのは、供給される農地の量に対して借手が多かったため潜在的に競争が避けられず、総じて地主に有利な貸手市場だった

74) 那須皓「公正なる小作料」『明治大正農政経済名著集21』（農文協 昭和52〔1977〕）所収

からである。柳田國男は、大局的には農民の数を減らし、農村の余剰人口を商工業部門に吸収することを説いてはいたが、方策を提案するには問題が大きすぎた。

- (4) 小作組合を説いた柳田國男であったが、小作農に直接はたらき掛けることはなかった。小作農に直接呼び掛けることが組織的に行なわれるのは賀川豊彦や杉山元治郎による「日本農業組合」まで待たねばならず、またそれと並行して各地域でも自然発生的な大小多くの小作争議が起きたが、それらに自己の理念の実現を託すような思考は柳田國男には無く、むしろ反撥を先立たせ、冷淡な感想に終始した。
- (5) 小作組合と産業組合の結合という着想について、柳田國男は実験的にでも着手してはとの感想を述べたこともあったが、その実現を図る行動には進まなかった。また明治末年から小作争議が増える傾向を前に、政府・官庁や諸政党も工夫を凝らすようになるが、そこに参加して持論の実現を図る行動は柳田國男にはみられない。局面をわずかでも改善するために献身をいとわない実直さとは無縁で、その姿勢は一貫して高踏的であった。
- (6) 柳田國男は、中央省庁の官僚としては本流になり切れなかった。それには、他者と意見調整を図ったり、膝を屈してでも説得に努めたりする資質ではなかったことが関係していた。職位や社会的立場において上位にある有力者に持論を訴えるという行動もみられない。官界においても、特定の課題を追い続けることが評価されないわけではないが、満遍なく課題をこなす能力を併せ持ってこそ大器と目される場では、やや特異なタイプであった。それだけに官僚特有の冷徹さや硬軟使い分けの二面性はなかった。
- (7) 官界では本流にはなれなかったが、中央省庁の官僚としてのプライドは高く、また生涯にわたってエリート官僚であった経歴を誇りにしていた面がある。同時に良心的であったため、後に階級史観からは好個の事例として批判もされたが、それも併せて検討を要する。
- (8) 学術的識見は広く、洞察力にも優れていたことから問題点の指摘は概ね的確であったが、一般論の次元にとどまっていたため、その正論は空回りした。解決に向けて有効なポリシーを実践するには資質が合わなかったことになるが、それを自己の限界と自覚するタイプではなかった。また思うような現実を得られない中でも、理知とプライドによって内面的にも外面的にも破綻をきたさず、エリート官僚として相応の昇進を果たした。
- (9) 柳田國男が自己の農政の理解者を得るために呼びかけた相手は町村の名士たちであった。地域の自治と文化の担い手で、政治・経済にも一定の有機的な役割を果たしていた人々である。農業経営者の場合は中農層と言えるだろう。柳田國男は、中央省庁の高官として彼らに迎えられ、またそこに居心地のよさを覚えたが、それは

彼らの客人である限りであった。なお名士への働きかけが現実となった数少ない一例とその顛末を報徳社との関係において見ることができる。

- (10) 柳田國男は、正論が現実化しない事態に直面して必ずしも平然としていたのではなく、やはり収まりの悪さを覚えていたと見られる。生来、率直かつ一本気であったと思われるが、一時期の講演記録には感情的な表現が混じるなど、不安定な心理もうかがえる。柳田國男自身には極限の意識はなかったろうが、一般論としては極限的な構図ができていた。そして、これがバネになって自己発見が促された。すなわち自己の資質を活かすことができる分野の開拓である。なおその転換において注目されるのは、現実が思い通りにならないことについて、自己の限界を認識する方向をとらず、外部に原因を求めたことである。予て、自己の農政論に対して無反応な現実に直面するや、《農民の惰性》などの言い方をしていたが、そうした意識の濃度が高まり、農民の存在様式に問題を解く鍵があるとの予測へ進んでいった。ある時期から、柳田國男は、後に民俗学と呼ばれることになる分野に活動の重心を移したが、特にその移行期には、農民の心理様態を謎と見てその解明を図るという問題意識がみとめられる。

b. プロファイリングへの補足

以上はともかく整理してみたが、項目によってなお補足を要する。このうち(8)(9)への補足は前章の一節「h. 地域の名士層との関係」を引き継いでいる。また最後の(10)については、民俗学への移行に触れるために「c. 農民の《貧》から《習性・惰性》へ：(10)への補足」として一節を設けた。

(3) への補足：長期的な趨勢

一般論を言えば、近代工業が発展すれば、労働人口の多くは二次産業と広義のサービス業部門としての三次産業に集まり、一次産業である農林漁業の従事者数は減少するが、当時の日本経済の全体はその段階まで進んでいなかった。それだけに、その制約下で何ができるかが問題だったはずで、たとえば租改正の条件を整理する上で近代的な所有権を明確化することが必要になり、その過程で、江戸期に培われた小作農の権利が軽視されたという問題もあった。これに関しては、切り捨てられた小作農の伝統的な権利を見直すために、農商務省は、明治31 [1898] 年の民法施行にあたってはたらきかけを行ない、《永小作権》を盛り込むことに漕ぎつけた。これは柳田國男が入省する前の動きであるが、その後も（実効性の程度はともかく）さまざまな工夫をおこなっていた。柳田國男も永小作権は一応とりあげており、また他の關聯法規にも言及しはするが、特に熱心でもなく、また關聯法規の整備に多少は関わっても特定の法規にイニシアティブを発揮したことを裏付ける

証言などは見当たらない。

(4) への補足：下からの運動への冷淡な反応

たとえば『都市と農村』（昭和4〔1929〕年）はすでに民俗学に入っていた時期の著作であるが、その第8章「指導せられざる組合心」には次のような一節がある⁷⁵⁾。

組合の新しい傾向が追々経済の共同へ、それも一つ一つの生産行為の一致から、次第に生計の全般の支持にまで、其交渉を及ぼそうとして居ることは、日本の農村に於ては殊に自然なる推移であつて、それをびっくりするものは、よくよくの手前勝手か、そうでなければこれまでの久しい改革を、少しも考へてみなかつた心なしの観測に過ぎない。現在の共産思想の討究不足、無茶で人ばかり苦しめてしかも實現の不可能であることを、主張するだけならばどれ程勇敢であつてもよいが、其為に此国民が久遠の歳月に亘って、村で互に助けて辛うじて生きて来た事實までを、ウソだと言はんと欲する態度を示すことは、良心も同情も無い話である。

分析を促すような脈絡だが、要するに、日本の村では昔から共同の仕組みが発達してきた《自然な推移》があつてそれを大切にすべきだが、呆れるばかりに物知らずの《手前勝手》として、因習を頭から否定する共産主義を詰っている。同じく同書第7章「小作問題の前途」の一文「10 農民組合の悩み」中の一節である⁷⁶⁾。

政府が如何なる方法・数・形式を問はず、自作農さへ作ればよいと信ずるの誤りなる如く、組合がいつでも地主さへいぢめて居れば、それで成功するかと思ふのも自惚の行止まりである。……

小作人が団結もすれば徒党を組みもすることは柳田國男もむろん承知しているが、やはり町村の名士による誘導への願望に終始している⁷⁷⁾。

近年小作人等が何事かあれば忽ち團結與黨するの精力を、平和なる目的に善用して徐に組合の事業を擴張して行きますならば、目下人が面倒なる手段と認めて居る手段も、さまで困難ではないことが分るであります。併し一方には又國や府縣も産業組

75) 『都市と農村』（定本16）、p.353-354.

76) 『都市と農村』（定本16）第7章「小作問題の前途」（pp.333-346）の一文（p.335-336）「10 農民組合の悩み」p.345-346.

77) 「小作料米納の慣行」p.158.

合の普及を圖るのに今のやうに町村の中産以上のもの計りに着手してはいけません。仕事は困難であつても其本来の目的に合はせんとすれば、是非とも小さいところ小さいところと世話を焼いて行かねばならぬ。町村内の先覚指導者たる人も亦此心を體せねばならぬと思ひます。

そうになると、呼びかける相手は《地方の公吏、資産家、有力者、學校の教師、醫師、僧侶等多少の餘閑を有せらるゝ諸氏》という広い意味で土地の名士や名望家になる。事実、柳田國男は、以後も産業組合の普及のために度々地方へ講演に赴いた。

(5) への補足：先輩官僚の足跡

柳田國男が試みにでもと言いながら、着手しなかったのは、一般的な状況でも現実の条件でも難しかったからであろう。ちなみに成功した実験の例をもとめれば、信用組合の第一号ないしは最初期とされるものがある（実際には「掛川信用金庫」が僅かに先であった）。「傘松信用組合」だが、その「定款」⁷⁸⁾を開くと、はじめに《明治27年9月27日傘松信用組合は栃木縣那須郡湯津上村字野田に總會を開き左の定款を議定す》と状況の説明があり、第二条には《本組合は傘松信用組合と稱へ事務局は當分品川共墾社事務局を以て之に充つ》とある。これからも分かるように、当時、那須野の原野は開墾適地とされ、国が那須用水を開鑿すると共に明治政府の高官たちが官有地の貸下げや払下げを受けて、農場を構えたり、別荘を建てたりしていた。山縣有朋、青木周蔵、三島通庸、山田義顕、また戸田氏共（旧・大垣藩主・伯爵）などで、貸下げの価格は一町歩1円とか《無代価》だったりし、その後の払下げもきわめて安価であった。むろん農地として整備するには投資を要するが、元はそうしたもので、イギリスのジェントリーの気分に浸り、またワイナリーを試みたりする者もいた。そのうちの品川彌二郎が獲得した土地は、没落士族の救済も兼ねて通常の農地とし、その小作人たちが作ったのが「品川共墾社」であった。なお《笠松》の名称は、農場の一角に枝ぶりのよい老松があり（今も写真が残っている）、縁起がよいとしてそこから名付けたらしい。農場は当初は品川と平田東助の共同経営であったが、ややあって平田農場となった。したがって信用組合の第一号は明治政府の高官の自家農地におけるお手製だったのである。しかしともかくそれを皮切りに信用組合は、品川彌二郎と盟友の平田東助の努力が実って全国に広がった。その点では実験は成功したのである。そうした経緯をどう見るかは、人によって様々であろうが、柳田國男の場合は、飛び切りのエリート平田が主導した産業組合の普及宣伝から官庁の仕事始めることになった。そのなかで矛盾に気づいて声を挙げたのだが、はたして自分の着想を実験するためにどこかの

78) 『産業組合法発布前産業組合文献集』（産業組合中央會 昭和2〔1929〕年）に収録されている。

県知事や農政関係の部局を説得するような条件が見いだせたか、またそういう意欲が湧いたかは疑問で、事実は着想の言いつ放し、あるいは書き放しで終わった。また那須野の華族農場が上からのモデルとすれば、下からのモデルは小作争議における小作農の結集であった。しかし上からのお手本は雲の上の話で真似はできず、さりとて下からの運動には共感を覚えることができず、その中間でもあり官僚の本務でもある法案づくりのために同僚や上司や政治家を説得するには資質を欠いていたということではなかったろうか。

(6) への補足：文系の学者タイプ

柳田國男の行動の特徴を挙げるなら、同等・同格のリーダーと手を携えて事にあたることはなく、むしろ小異を言い立てて我意を通した。一口に言えば、お山の大将でなければ気がすまない、文系の学者に多いタイプであった。プロファイリングにおいてネガティブに挙げた特徴も、学者という職位なら必ずしも否定的な評価にはならない。教説が理論として整っておれば学説として一定の意義がみとめられ、現実性や有効性は必ずしも必須の条件ではないのが文系である。しかし本人は、世の中の問題を解決することを課題としていたために官途に進んだのだが、やはり資質に合わなかったのであろう。それが柳田國男本人にとっても難しい課題を抱えこむことになったと考えられる。

なお、お山の大将という言い方は、その後の歩みでもみとめられる特徴であろう。日本民俗学は、学術分野となってからも、柳田國男を囲む人々、それどころか讃仰する人々の集まりという性格にあったようである。つまり同列のリーダーの存在を許さなかった。それがよく分かる一例は、民藝の分野が日本民俗学とは別になっていることである。柳宗悦が柳田國男に提携をはたらきかけたことも知られているが、実らなかった。それには柳宗悦もまたお山の大将のタイプだったからでもあろうが、同列のリーダーが共存し得ないような特殊な集団として日本民俗学は推移した面がある。南方熊楠、折口信夫など一流のパイオニアたちの柳田國男への関係が微妙だっただけではない。澁澤敬三、今和次郎、宮本常一などもやや柳田國男の生前の立場には複雑なものがあつたようである。さらに三田村鳶魚の江戸研究も、日本民俗学にとっては一貫して分野外である。

この辺りは、あまり疑念が抱かれることなく伝統ができて現状につながっているが、もともとドイツ語圏の民俗学に関心を寄せて来た筆者にとっては、やはり異様な印象がぬぐえない。ここでは詳しい説明には進まないが、たとえばオーストリア民俗学会は民藝研究を柱として出発したところがあり、ヨーロッパで最大級の民俗博物館であるウィーンのオーストリア民俗博物館は民藝博物館の性格が濃厚である。また別の角度からだが、大都市文化を対象にした研究、特にウィーン研究が、やはり民俗学の一翼をになってきた。鳶魚の江戸研究に相当するのはグスタフ・ゲーギッツ (1874-1964) のウィーン研究であろうが、特に厚い演劇関係の他、庶民文化の諸相・年中行事・教会祭礼、さらに巡礼慣行にいたる

まで、生前の刊本はほとんど500点を数え、それまた民俗学の範疇で解されている。

それに対して、日本の場合は際立ったリーダーがそれぞれ陣営を構えてきた。それにあたって、ディシプリンが必ずしも理論として整理されていない。つまり傑出した個人の資質と学術分野それぞれの原理との関係があまり問われないのである。柳田國男という偶然を介して民俗学が成り立った、と本稿の第一回目に記したのは、これに関係する。

(7) への補足：エリート官僚の《小ブル》性をめぐって

柳田國男の自伝『故郷七十年』では、官僚時代がひとしお懐かしく綴られている。それについて、一般人とは違った感覚を読み取ったのは中村哲で、隔意をほどこき得ない印象を綴っている⁷⁹⁾。

『故郷七十年』をみても、柳田の懐旧談というものは、官僚コースと深く結びついた明治、大正の日向にあたった人々とのつながりが話題の中心になっている。当時の庶民的生活感覚からみると別世界のものがあって、つねに日のあたった人生であった。

たしかに柳田國男本人も、エリートとして遇される場の外に出ることを潔しとしなかった。同時に率直かつ良心的で、その抱えた課題は喫緊の社会問題であった。しかもその立場では解決は望むべくもなかった。角度を変えてみれば、それは階級史観の格好の餌食であった。後の評価になるが、論壇の一部ではそうした声も挙がった。殊に赤松啓介(明治42[1909]年-平成12[2000]年)のそれはよく知られている。第二次世界大戦後、さらに今日の柳田國男ブームよりはるか前の戦前のことで、まだ民俗学が形成途上にあつた中での論評には先駆性がみとめられる⁸⁰⁾。

柳田國男は……日本民俗学の開拓者の一人であり、かつ現在の發達にまで導いた最大の功労者であり、今や「大御所」的存在となって特に地方研究者の渴仰の的となっている。……彼の強みは地方研究者の啓蒙に勉めたことであり、そしてその支持の強大な地盤の上に立っていることだ。それは彼が実に小ブル的農本主義者であるということに於て、地方の小ブル的研究者を牽引したのであり、かつその支持を得たのである。……今となつてはノスタルジーを誘うくらいになつた論調とも言える。戦後の一時期に階級史観が華やかだつたことがあり、それも昔のことになつてしまつたからである。なお小ブルとは、ブルジョワの下位の層で、支配階級の利益に浴してはいるが不安定を強いられ、そ

79) 中村哲『柳田國男の思想』法政大学出版局 1967, p.159.

80) 赤松啓介「民俗学最近の研究情勢と動向」(初出：『唯物論研究』昭和13[1938]年)神島二郎(編)『柳田國男研究』(筑摩書房 1973) p.217-227, here p.222.

れだけに社会問題を敏感に認識する良心性を併せもつものの、さりとて支配階級に特有の人生観や価値観を離れることができないために屢々ジレンマに陥る。ちなみに階級史観は歴史的な過去を整理して理解するには有効であることが少なくないが、逆に現在や未来への指針を導く上ではほとんど通用しないことが多い。階級闘争と共に生まれた歴史・社会の解明の方法論ながら、実際の意義は逆向きなのである。

今これに言及したのは、柳田國男がジレンマにあったことが、階級的な物の見方によって、他の手段ではできないほどくっきり浮かび上がるからである。つまり小農・小作農の問題が社会の喫緊の課題とは認識しても、自己の立場からは階級闘争に入ってゆくことはできず、良心的であるだけに立ち往生するしかない、という構図である。その点で注目すべきことだが、日本民俗学の経緯をたどると、社会主義者や共産主義者の経歴をもつ一群の人々がいたことが判明する。またこれを日本民俗学の一面と解したのは福田アジオで、その学史研究には「転向のコースとしての民俗学」という一節が設けられている⁸¹⁾。

1930年代には、柳田が世のため人のための学問を主張し、「何故に農民は貧なりや」という問題意識を提示していた。これは転向の人々が抱いていた目的観と一致するものであり、変革の日本的な道を柳田の門下に入ることで明らかにするという人々が出てきた。すなわち転向のコースとして柳田國男の下に入るが行われた。

福田が挙げているのは、大間知篤三をはじめとして、守随一、佐々木彦一郎、比嘉春潮、関敬吾で、また文化人類学の石田英一郎にも言及している。なお転向ではないが、共産主義者として柳田國男の著作に強い共感を覚えという志賀義男を加えてもよいだろう。それは不思議なことではなく、農業をめぐる社会問題の深刻さと向き合う永い年月が日本民俗学の直接の前史だったのである。しかしその直線的な延長線上に「転向のコースとしての民俗学」が位置するとも言い切れない。むしろ階級史観が明るみに出したジレンマの構図から階級のキーワードを外したときに浮かび上がる様相を検討すべきではなからうか。この問題は、後に取り上げることになるだろう。

(8) 及び (9) への補足：地方の名士たちのその後

注目したいのは、後に（つまり時間が飛ぶことになるが）柳田國男の民俗学に呼応した人々である。それは、他ならぬ『最新産業組合通解』で名指された《地方の公吏、資産家、有力者、学校の教師、醫師、僧侶等多少の餘閑を有せらるゝ諸氏》であった。これを列挙した時点では、柳田國男はまだ民俗学を念頭に置いておらず、農政しか考えていなかっ

81) 福田アジオ『日本の民俗学 「野」の学問の200年』吉川弘文館 2009, p.112-114.

た。が、柳田國男の説く農政の課題に、これらの人々ははかばかしく反応しなかった。にも拘わらず、後年、事が民俗学となるや、同じ種類の人々が自分の方から柳田國男の周りに集まってきた。柳田國男の方もそこに居場所を見出したかのような安堵を覚えたようである。その様子は、すでに、民俗学に通じる最初の産物とされる『後狩詞記』から読み取ることができる。資料との出逢いの一節である⁸²⁾。

私は此一篇の記事を最確實なるオーソリテイに據つて立證することが出来る。何となれば記事の全部は悉く椎葉村の村長中瀬淳氏から口又は筆に依つて直接に傳へられたものである。中瀬氏は椎葉村大字下福良小字嶽枝尾の昔の給主である。中世の名主職を持つて近世の名主職に従事して居る人である。此人には確に狩に對する遺傳的嗜好がある。私は椎葉の山村を旅行した時に、五夜中瀬君と同宿して猪と鹿との話を聞いた。大字大河内の椎葉徳蔵氏の家に泊まつた夜は、近頃此家に買得した狩の傳書をも共に見た。……

ここに登場するのは、地域の旧家で村の肝煎である。もう一人も古文書を買取ったというのであるから、同じような階層なのであろう。また、どちらも知識人である。そして前者とは連れ立って五泊したと言う。隔意や遠慮がはたらく間柄ではどうていそうは行かない。初対面でもすんなり打ち解けたのは、社会階層も含めて同類との感触があり、しかも自分が上に位置することができたからであろう。とまれ、日本の狩の白銀時代を記念した記録の成り立ちだが、文の運びからも、いかにも気持ちよさそうである。同じことは、『遠野物語』に結実する材料を携えて柳田國男を訪れた青年、佐々木喜善（明治19〔1886〕年-昭和8〔1933〕年）にも当てはまる。実家は遠野の裕福な農家で、はじめ医学を勧められ、やがて文学を志すようになった早稲田大学生であった。往復書簡を編集した『石神問答』の場合は、主な文通者、山中共古（嘉永3〔1850〕年-昭和3〔1928〕年）は幕臣の家の出で、キリスト教会の牧師にして町の学者であった。したがって学校の教師や僧侶と同じクラスであり、年長者ながら、柳田國男には気の置けない交流の相手であった。

ところで、先に柳田國男がタイプとしては文系の学者に多いお山の大将と記したことを、ここで改めて取り上げたい。と言うのは、柳田國男のその後に果たした新分野の開拓と膨大な仕事からは、お山の大将は当たらないと見る人が多いと思われるからである。殊に日本民俗学の関係者は反撥するだろう。もし山に譬えるなら高山峻嶺に比すべきべきで、それどころか妙峰靈嶽に、さらに大山脈になぞらえることができるとの声も挙がるだろう。たしかに日本民俗学という分野を構築し、一般への影響も絶大である。しかし筆者

82) 『後狩詞記』（定本27）、p.6.

が、敢えてお山の大将であったと言い方をするには理由がある。説明の場所として、プロフィールの(9)、すなわち名士へのはたらきかけの項目を選んだのも、そのためである。

トレンドが分かる一例を挙げよう。柳田國男・関敬吾の共著に『日本民俗学入門』という手引書がある⁸³⁾。主だった研究対象として30項目が目次となっている。適当に拾うと、住居、衣服、漁業、交通・交易、年中行事、言葉、民謡、妖怪・幽霊など、いずれもかなり一般性の高い項目である。ところがそれぞれに付けられた「参考文献」は、百パーセントに近いといってよいほど、柳田國男の著作・論文で占められている。たとえば《民謡》では、「民謡覺書」と「民謡の今と昔」であり、《妖怪・幽霊》では柳田國男の「妖怪談義」である。民謡研究なら高野辰之がおり、妖怪なら井上円了がおり、また江戸時代にも明治初めにも妖怪文献には事欠かないが、それらは採られず専ら柳田國男の著述を基本知識として習得することがもとめられた。衣・食・住のような幅広い領域ですらそうであった。ちなみに《食制》への参考文献は、かなり癖のある主張が盛られた「食物と心臓」だけである。不思議と言えば不思議であるが、問題は、大勢の人々がそれを偏頗として忌避することもなく受け容れたことである。しかもその中心になったのは、『最新産業組合通解』の最後で、購読と仲介を期待された地域の名士層であった。彼らは、柳田國男の産業組合に関する要請、殊に小作農の自立のための運動の要請には反応しなかった。しかし、郷土文物の民俗調査となるといそいそと古事をたずね古文書を探し、その成果をたずさえて柳田國男の元へ馳せ参じた。柳田國男は《特に地方研究者の渴仰の的となっている》とは、先に引いた赤松啓介の批判的な論評の文言だが、批判が当たっているかどうか別として、そうした事態が出現した。そして、それが基本になって今日の学界が成り立っている。それは強制とも強要とも無縁であった。くどくどと説得する必要すらなかった。詰まるところ、時代と状況がもめているものに触れていたということであったろう。柳田國男は鉾脈を掘り当てたのである。それによって山は動いた。柳田國男の資質は相変わらずだったが、地面の方が盛り上がり、そして山脈とも高山ともなり、天辺の標高は高くなっていった。山脈であり高山であることは否定しないが、そうした構図において事態を解するべきではなかろうか。これは民俗学という分野の特質を問い直すという課題につながるだろう。

c. 農民の《貧》から《習性・惰性》へ：(10)への補足

(10)への補足は、一節を設ける方がよさそうである。今挙げた事情を、柳田國男の問題意識の面から問おうと思う。周知のように、柳田國男が後の民俗学につながる著述を世に問うた最初は、『後狩詞記』や『遠野物語』と『石神問答』であった。それにあたっては、

83) 柳田國男・関敬吾(著)『日本民俗学入門』改造社 昭和17 [1942]年

《民俗学》という分野を意識していたわけではなく、また民俗学という邦語の分野名もまだ無かった。しかし農政関係とは趣が異なるものに手を染めているとの認識を柳田國男がもっていたことは明らかである。3著の序文などにおける未知の領域に踏み込んだ高揚感は見紛いようがない。『遠野物語』の中扉に打たれた《この書を外国に在る人々に呈す》、また序文中の《願わくはこれを語りて平地人を戦慄せしめよ》もそうである。柳田國男は正直に物を書く人で、韜晦などではなく、自分の感動を吐露したのだった。つまり飛躍か挑戦を自覚していたとも言える。問題は、永く農政に軸足を定めていた柳田國男がそこへ移ったときの構図である。それまた簡単な図式で（全面的ではないが一応）説明することができる。

多くの人々が指摘してきたように、《何故に農民は貧なりや》が初期の柳田國男にとっては最大の関心事であった。《経世済民》が言われてきたのもその故である。事実、帝国大学で法学を専攻したときから、農商務省への入省を経て、やがて内閣法制局へ移るなど官途でキャリアを重ねるまで、少なくとも20歳頃から30歳代はじめまでの十数年は、それを課題として取り組んでいた。そして35歳前後に、後に民俗学と呼ばれる分野に軸足を移し始めた。なお民俗学との関わりについて、本人は《齡四十に近くなってから》と説明したこともあった⁸⁴⁾。とまれ、社会的な自己形成の十数年、あるいは20年ほどの年月を通じて《何故に農民は貧なりや》が一貫して問題意識であった。しかしその目標は果たせなかった。柳田國男の立場からは、人々を救うための政策を提案していたとの認識があったが、現実には動かなかった。もっとも、正論を説きながらそれが受け入れられないのは世の中では絶えず起きていることで、それ自体はめずらしいことではない。そのさい柳田國男は、挫折や絶望に沈むタイプではなかった。理知とプライドによって内面的にも外面的にも自若を保ち、また順調にエリート官僚として昇進を果たしていた。そうではあれ、笛吹けども踊らずの思いも皆無ではなかったであろう。それは先に見たような講演における苛立ちの表現からもうかがえる。

また文章の運びから読みとる限りだが、柳田國男は、鬱屈にあっても内にこもるタイプではなかった。不満を抱いたり、腹が立ったりすれば、それを適度に（時にはむしろ激しく）文章に織り込んで吐き出した。報徳社の岡田良一郎との齟齬を書きとどめているのもそうである。状況を重ねて見ると、報徳社の方が中央省庁の少壮に礼を尽くして応対したのに対して、扉が少し開けられたのを幸い持説を引っ提げて飛びかかった観がある。そうした言動の型が、農民の貧をめぐる問題でも繰り返された。たしかに柳田國男の農政に関する提言は良心的で率直であった。が、アクションプランを伴わない一般論に終始し、結局、実らなかった。それについて、柳田國男は自己の能力の限界や見落としを反省するこ

84) 「民俗学の三十年」（記念講演會の晩の挨拶 昭和16 [1941] 年）『定本24』 pp.504-508, here p.504.

とはなく、原因を外部にもとめた。貧苦にあえぎながらも(柳田國男の説くような形では)一向に動かない《農民の習性》であり農業が脱し切れない《惰性》である。おそらく一度だけであろうが《農民の頭脳は愚鈍》とも口にした。官界で農政を説いていた終わり頃である。それゆえ《何故に農民は貧なりや》の問いに、十年余り経った頃には、何故に農民は惰性にあるのかが重なった。つまり農民の心理様態に疑問符を付けたのである。

これは、ささいな違いに見えるが、その後の動向をも組み込むと意外に大きな隔たりの端緒であった。学問分野にあてはめると、《何故に農民は貧なりや》を検討・研究し解答を探るのは社会科学の課題である。それに対して習性や惰性のような心理様態は、精神科学ないしは人文科学のテーマになる。少なくとも人文科学が重なってくる。日本の農民の貧を解決する意図が、日本の農民の心理を謎と見る姿勢に変わったのである。改めて考えると、農民の貧は挙げて現実の社会の仕組みに起因し、したがってその解決は政治の問題であり、また学問分野では法学・経済学、また農業経営ということでは経営学、さらに穀物栽培や農地の問題では農学などが関係する。いずれにせよ政治と実学諸分野の課題であって、《農民の習性》や《農業の惰性》などは二次的なことがらであろう。しかし柳田國男はそう考えなかったようである。あるいは、当初は社会科学的な観点であったが、事が思うようにさばけない中で、次第に農民の心理に問題を解く鍵があると見るようになった。

しかもそれは、留まるところを知らないほどの拡大解釈へ延びていった。『日本農民史』(大正15 [1926] 年に講義録として印刷、昭和6 [1931] 年刊)や『都市と農村』(昭和4 [1929] 年)⁸⁵⁾などを開くと明白だが、都市を支えている基本的な要素は村であるとみなし、また武士も元は農民であるといった、文化の大半を村と農民に帰せしめる物の見方である。柳田國男の年譜を追うと、35歳で『後狩詞記』を自家出版するまで民俗学に相当する著述に手を染めてはおらず、農政問題に身命を賭した前半生であった。青年期いっぱいから壮年期に差しかかるまでそれに打ち込んでいたことを考えれば、あらゆるものを村と農民に引きつけて理解するのは無理がない。また該当するような要素を寄せ集めれば、ほとんど何もかもを村と農民に帰着させる史観も社会観も可能であろう。と共に、別の要素に着目して組み立てれば、都市と農村はまるで違ったもの、また武士や町民や城下町の本質は村と農民とは異質なところにあるという論を立てることも可能である。その点では柳田國男の思考は、いびつな面があると共に、村と農民に頭を領されて前半生を送った人ならではの脈絡の呈示に満ちている。そのプラス・マイナスの両方を引きずったまま、正面に立ち現れたのが農民の心理であるが、経緯の然らしめるところ、狭義の農民の心理にとどまらず、ほとんど日本の民衆の心理と同じとなった。民俗学は究極的には日本人ないしは日本の民衆の心意を問うことを課題にするとの宣言は、その延長線上に現れるべくして現れたのである。

85) いずれも『定本16』所収。

かく見ると、《何故に農民は貧なりや》から何故に農民は惰性にあるのかへと摩り替るか、あるいは前者に後者が重なるかした時に民俗学への転轍が起きたとすることができる。また《惰性》は、さらに心理あるいは心意と言い換えられて一般化へと拡大された。それと共に、農民の貧を問うていた時には無反応であった大勢の人々、とりわけ地方のそこそこの有力者や、有識者や、有閑者が目の色を変えて集まってきた。柳田國男自身もそこに居場所を見出した。そして水を得た魚の如くとなり、筆さばきは八面六臂の勢いを放った。もともと博学者として傑出した素質をもってはいた。しかし博学者や希代の物知りと言われる人は、多くはないにせよ、いつの時代にもある程度的人数が存在するものである。柳田國男がその中から抜け出したのは、博学がある特定の位相において表出されたからであった。特定の位相は、特定の地平と言い換えてもよい。そこで、今日の私たちの課題となる。その位相ないしは地平とはどうであり、どんな仕組みをもっているのか、を問うのである。これはとりとめのない問題のようにも見える。事実、やさしくはなく、難問ではあろう。しかし、手掛かりは幾つか見つかる。それには内在的な性格のものもあれば、外在的なものもある。分かりやすいのは後者であろう。一口に言えば、同様の動きが世界各地で起きていたという事実である。その日本における並行例が柳田國男の試行錯誤であった。しかも、それは世界の動向とはほとんど無関係に、自力で推進された。民俗学という名称がつけられ、世界の類例の知識が加わるのはやや後のことである。逆に見れば、世界各地で、それぞれ独立して並行した動きが起きていたのである。他にも分かりやすい手掛りを挙げるなら、今取り上げている動きが起きたのは百年も前という事実がある。さすがに百年も経てば、そこにはどんなファクターがはたらいていたのかについて、多少の脈絡を見出すことができるはずである。つまり広義の歴史学である。むしろそれは思想史をも併せている。とまれ、これが次の課題でなるだろう。

なおあまり大きな問題でもないが、柳田國男の農政官僚から民俗学者への推移は断絶や飛躍であったのか、それとも連続や《深化》であったか、である。農政学から民俗学へ、は取り組む分野が変わったという面では転身であった。たとえてみれば、公務員を辞めてラーメン店を開くのが転身であるのと同じく転身であった。職種の公的な分類も違えば、給与や税金のカテゴリーも別の区分になるのであるから同じではない。しかし当人の意識の次元では自覚の仕方はまちまちである。挫折や限界の末の選択という回顧を聞かせる人もおれば、職を変えたことについて自分の中では一貫していると言う人もいる。また主観は重層的なもので、幾つかの自己理解が（等分かどうかはともかく）同居していることもある。

柳田國男の場合も両方の自己理解がみとめられる。先に挙げた『郷土生活の研究法』に見える《「何故に農民は貧なりや」の根本問題》というフレーズは昭和10 [1935] 年のこと

で⁸⁶⁾、すでに民俗学へまったく移っていた時期である。そこで《何故に農民は貧なりや》が言われたという点ではモチヴェーションは変わっていないことになる。しかしそれと並行して、民俗学が第三者の目にはどう映っているのかにちなんで、こういう発言もある⁸⁷⁾。

ほんとに結構な御趣味で、御楽しみでせうなどと言われてうんざりすることも頻々となりました。

この昭和16 [1941] 年の講演には先にもふれたが、そこには《私は齢四十に近くなってから、發心入道した所謂晩出家でありまして》という文言が入っている。發心入道や出家は別の次元へ移った譬えであるため、転身の認識があったと言える。また先に検討したように、《何故に農民は貧なりや》でも、青年期にはほゞ純粹に社会政策の課題であったのに対して、後には農民の心理を問うようになり、昭和10年の場合も、農民の心理、さらに日本の民衆の心意を問うという問題意識がこめられている。そうみると聯続と断絶・飛躍は同居していることになり、それを勘案すると主観を過度に尋ねることにはどの程度意義があるかは疑問である。それよりも、民俗学に近づくと共にいよいよ本領を發揮した事実に照らせば、柳田國男の自己発見と見るのが穏当であろう。《深化》がそれを意味するのかも知れないが、併せて気になるのは、柳田國男の主観を重視するあまりその民俗学は他にどこにもない独自の学問分野とまで主張すると、ディシプリンとの関係が問題になることである。学問に限らずどの分野であれ、それにたずさわる個々人は独自であり、一人として他の誰かと同じ足跡はない。と共に、分野にはまたそれぞれ原理がある。さまざまな個人が関わって分野が成り立っている。店主や職人一人一人がその道へ進んだモチヴェーションがまちまちなのは当然だが、ラーメン店はラーメン店である。分野と個人とをまったく重ね合わせるのは属人性に引きずられる錯誤をおかすことになるだろう。

[付記：本稿の今後について]

「柳田國男とは何であったか」というタイトルの下に4回にわたって検討を加えた。筆者の計画では、これでちょうど全体の半分である。後続が同じくらい頁数になるかどうかは別として、点検する項目は同じくらい残っている。その後半では、柳田國男の民俗学の特徴、及びそれを受け継いだ日本民俗学の性格を取り上げることになる。が、ここで問題がある。本誌の規定では、同一の論説は4回までとされていることである。当初のもくろ

86) 『郷土生活の研究法』(定本25), p.327.

87) 「民俗学の三十年」(記念講演會の晩の挨拶 昭和16 [1941] 年, 定本24), pp.504-508.

みでは、それで充分のはずであった。しかし筆者の書き癖で、長めになってしまった。それには理由がないわけではない。その一つは、資料をやゝ委しく引用するスタイルである。これは、筆者がこれまで主にあつてきたのはドイツ民俗学であり、もちいる資料のほぼすべてが日本では未紹介のために、ある程度まとまった引用によって状況と学説の流れが伝わるように心がけてきたのが習性になっていたのである。話題が日本の場合は、もう少し端折ってもよかったかもしれない。

今後のことだが、本誌も含めてチャンスがあれば後半を続けたいと考えている。そこでは、まず柳田國男の民俗学の初期の構図を取り上げる。また、柳田國男にとって理論とは何であったか、という問題にも触れてみたい。そして、柳田國男の影響の下に形成された日本民俗学の方法について幾つかの特徴を指摘しようと思う。それにあたっては、筆者が多少の年月をかけてさぐってきたドイツ語圏の民俗学を併せて話題にすることが増えるだろう。